琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　沖縄関係　沖縄復帰に伴う特別措置法案（政令案）

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43548

一般公開講演　共に考える食の安全

北米オ一課長

内閣閣第２６５号

昭和４６年１２月３１日

外務大臣　福　田　赳　夫　殿

内閣官房長官　竹　下　登

第６８回国会で成立した沖縄関係法律の琉球政府行政主席あての通知について

標記について，別添のとおり送付いたしますから，よろしく取り計らい願います。

要処理	
首席事務官	
総務	
沖縄	
渉外調査	
漁業	
航空	
科学協力	
連絡調整	
調査	
カナダ	
局務	

46.12.31

内閣

B—5　上質55㌔（100枚天のり）

内閣閣第２６５号

昭和４６年１２月３１日

琉球政府行政主席　屋　良　朝　苗　殿

内閣総理大臣　佐　藤　栄

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律，沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律，沖縄振興開発特別措置法および沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律について

標記法律が第６８回国会において成立し，昭和４６年１２月３１日公布したので，沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和４６年法律第１２９号）附則第２項，沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和４６年法律第１３０号）附則第２項，沖縄振興開発特別措置法（昭和４６年法律第１３１号）附則第２条および沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和４６年法律第１３２号）附則第２項の規定に基づ

内閣

B—5　上質55㌔（100枚天のり）

き，これらの法律の内容を別添のとおり通知する。

内　　閣

B－5　上質紙A4（100枚束のり）

沖縄振興開発特別措置法

沖縄振興開発特別措置法

昭和四十六年十二月三十一日
法律第百三十一号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　振興開発計画及び振興開発事業（第三条ー第十条）
第三章　産業振興のための特別措置（第十一条ー第二十二条）
第四章　自由貿易地域（第二十三条ー第二十八条）
第五章　電気事業振興のための特別措置
　第一節　電気事業の助成（第二十九条・第三十条）
　第二節　沖縄電力株式会社（第三十一ー第三十七条）
第六章　職業の安定のための特別措置（第三十八条ー第四十七条）
第七章　その他の特別措置（第四十八条ー第五十一条）
第八章　沖縄振興開発審議会（第五十二条・第五十三条）
第九章　雑則（第五十四条ー第五十六条）

第十章　罰則（第五十七条ー第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「沖縄」とは、沖縄県の区域をいう。

2　この法律において「離島」とは、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に掲げる者（政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会

社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人）並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二章　振興開発計画及び振興開発事業

（振興開発計画の内容）

第三条　沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項
二　農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項
三　中小企業の振興に関する事項
四　道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
五　水資源及び電力その他のエネルギー資源の開発に関する事項
六　都市の整備に関する事項
七　住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項
八　職業の安定に関する事項

九　教育及び文化の振興に関する事項
十　防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項
十一　観光の開発に関する事項
十二　離島の振興に関する事項
十三　自然環境の保護及び公害の防止に関する事項
十四　前各号に定めるもののほか、沖縄の振興開発に関し必要な事項

2　振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

（振興開発計画の決定及び変更）

第四条　沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

3　内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4　前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを

変更する場合に準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第五条　振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2　国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3　沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十

七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4　沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5　国は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

（沖縄の道路に係る特例）

第六条　振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興

開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。

3　建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4　第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5　前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣がその新設又は改築を行なう道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

（沖縄の河川に係る特例）

第七条　振興開発計画に基づいて行なう二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振

興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3　建設大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行なう場合においては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4　第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5　前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6　第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とある

のは「沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法を適用する。

7　建設大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8　前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9　第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（沖縄の港湾に係る特例）

第八条　振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3　第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4　前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5　運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によって生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6　第一項に規定する港湾工事によって生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7　港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8　港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9　第五項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10　この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法第二条に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）

第九条　国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第十条　地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章　産業振興のための特別措置

（工業開発地区の指定）

第十一条　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で

定める要件をそなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2　沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあたっては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査等工業の開発に関する国の調査がされているときは、その調査の成果を参酌しなければならない。

3　沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7　第二項及び第四項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条　個人がその有する工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を工場用地の用に供するため譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

（事業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十三条　工業開発地区以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条　工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設

した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によって算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算

入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（特定事業所の認定等）

第十六条　関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者に対し、沖縄開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができる。

2　関係行政機関の長は、前項の認定を受けた事業所（以下「特定事業所」という。）が同項の要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3　第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4　この法律の施行の際沖縄以外の本邦の地域に本店又は主たる事務所を有する内国法人が、特定事業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後五年以内に取得した場合には、政令で定

めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五条第二項に規定する新開発地域内に本店又は主たる事務所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

（施設の整備等）

第十七条　国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第十八条　国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

（中小企業の業種別の振興）

第十九条　関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見を

きいて、次の各号に該当する業種であって政令で定めるもの（以下第二十一条までにおいて「指定業種」という。）に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一　沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれていること。

二　当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2　中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

3　前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第三項の勧告又は報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によって設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

第二十条　指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであって政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人（以下この条において「商工組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法

第八条第三項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であって特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

（課税の特例等）

第二十一条　次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資

に基づいて設立された法人

2　指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3　指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第二号に掲げるもの（企業組合を除く。）及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。）については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

（資金の確保等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業開発地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章　自由貿易地域

（自由貿易地域の指定）

第二十三条　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

（自由貿易地域内における事業の認定）

第二十四条　自由貿易地域内において事業を行なおうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2　沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定保税地域等）

第二十五条　自由貿易地域内の土地又は建設物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法（昭和二十九年法律第六

十一号）第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2　税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許可をするものとする。

（自由貿易地域投資損失準備金）

第二十六条　内国法人は、第二十四条第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合には、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

（準用）

第二十七条　第十四条及び第十五条の規定は、自由貿易地域について準用する。

（特別の法人の設置）

第二十八条　国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地の造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を

行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2　前項の特別の法人に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章　電気事業振興のための特別措置

第一節　電気事業の助成

（資金の確保等）

第二十九条　国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であって沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十条　第十四条の規定は、電気事業者（電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者をいう。）が電気事業の用に供する設備であって沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節　沖縄電力株式会社

（会社の目的）

第三十一条　沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第三十二条　沖縄電力株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2　政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（商号の使用制限）

第三十三条　会社以外の者は、その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役）

第三十四条　会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2　会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（政府所有の株式の後配）

第三十五条　会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2　会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所有する株式に対して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に対する配当にあてなければならない。

（準用）

第三十六条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）第十五条第五項、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十五条の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一条中「所有権及び賃借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」と、同法第三十五条の三中「第十四条第二項及び第二十二条第一項」とあるのは「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

（協議）

第三十七条　通商産業大臣は、第三十四条第二項又は前条において準用する電源開発促進

法第三十二条（会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。）若しくは第三十三条の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、前条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条、第三十二条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章　職業の安定のための特別措置

（職業の安定のための計画の作成等）

第三十八条　労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（振興開発計画に基づく事業等への就労）

第三十九条　労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく

事業その他の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率（以下この条において「吸収率」という。）を定めることができる。

2　吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。）は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3　吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4　前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（転業等のための資金の確保等）

第四十条　国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（沖縄失業者求職手帳の発給等）

第四十一条　公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖縄と本邦との間の輸出若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ　沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されていた輸入の制限又は禁止に関する法

令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至った者であること。

ハ　琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至った者であって政令で定める要件に該当するものであること。

二　前号の規定に該当することとなった日まで、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2　手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなった日（その日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなったことその他労働省令で定める事由に該当すると認めたときは、その効力を失う。

3　前三項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第四十二条　公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2　公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第四十三条　国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところより、就職促進手当を支給する。

（雇用促進事業団による援護業務）

第四十四条　雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十

九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一　職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二　就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三　手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四　手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

五　公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

六　手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七　沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し

必要な協力を行なうこと。

八　沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九　沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

十　前各号に附帯する業務を行なうこと。

十一　前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2　国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3　第一項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4　雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第

二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替えるものとする。

5　雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6　第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

（譲渡等の禁止）

第四十五条　第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十六条　租税その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十一号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であって、自営支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

第七章　その他の特別措置

（市町村における基幹道路の整備）

第四十八条　過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道

及び漁港関連道（以下この条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうもののうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができる。

2　前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、関係市町村長との協議がととのった場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

3　沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わって、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。

4　第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

5　前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道の新設又は改築とみなす。

（無医地区における医療の確保）

第四十九条　沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一　診療所の設置

二　患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備

三　定期的な巡回診療

四　保健婦の配置

五　公的医療機関の協力体制の整備

六　その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2　沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一　医師又は歯科医師の派遣

二　巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3　国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当

該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4　沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5　第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6　国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

（交通の確保）

第五十条　国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を経営し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十一条　第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替えるものとする。

第八章　沖縄振興開発審議会

（沖縄振興開発審議会の設置及び権限）

第五十二条　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、沖縄の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し

出ることができる。

（審議会の組織等）

第五十三条　審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一　関係行政機関の職員　　十三人以内

二　沖縄県知事　　二人

三　沖縄県議会議長　　二人

四　沖縄県の市町村長を代表する者　　十一人以内

五　沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者　　二人

六　学識経験のある者

2　前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5　委員は、非常勤とする。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章　雑　則

（土地の利用についての配慮）

第五十四条　国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

（他の法律の適用除外）

第五十五条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）は、沖

縄については、適用しない。

2　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）中都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖縄については、適用しない。

（政令への委任）

第五十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰　則

第五十七条　第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八条　会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、

又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罰を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十条　第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第三十六条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条又は第三十三条の規定に違反したとき。

二　第三十六条において準用する電源開発促進法第二十九条第二項の規定による命令に

違反したとき。

第六十二条　第三十三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八条から第六十二条まで、次条、附則第八条、附則第十条及び附則第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

第二条　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

（この法律の失効）

第三条　この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの	第五条から第八条まで、第四十八条及び第四十九条
第七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム	第七条第六項
この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳	第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十三条、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項
昭和五十七年三月三十一日以前に開始された第四十四条第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）	第四十四条

3　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（経過措置）

第四条　昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

第五条　この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム（政令で定める施設又は工作物を含む。）の存する河川について、当該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する区間は、第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第二項の規定により指定された区間とする。

2　前項のダムは、同項の指定があつた時において第七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

3　第一項のダムの建設に要する政令で定める費用は、第七条第五項及び特定多目的ダム法第七条第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。

（労働省設置法の一部改正）

第六条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）」を「、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三　沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。

第十条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に関すること。

第十条第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）及び沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に関する部分を除く。）の規定に限る。）」に改め、同条第二項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二条の規定に限る。）」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二条の規定に限る。）及び沖縄振興開発特別措置法（第三十九条の規定に限る。）」に改める。

（国土総合開発法の一部改正）

第七条　国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は首都圏整備計画」を「、首都圏整備計画又は沖縄振興開発計

画」に、「又は首都圏整備委員会」を「、首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の税率の特例）

第九条の二　沖縄電力株式会社が行なう電気供給業に対する事業税の標準税率については、沖縄県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

4　道府県は、沖縄電力株式会社が沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合に

おいては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（企業合理化促進法の一部改正）

第九条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」に改め、同条第四項中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を「、日本自動車ターミナル株式会社及び沖縄電力株式会社」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十一条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四

十五号）第十条第一項」を「、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第二項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第六条第五項」に改める。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第十二条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項」を「、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八条第一項」に改める。

第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加え、同条第二項中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を「、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第八条第三項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄県の港湾の水域施設、外郭施設又は係留施設に係る工事　十分の一

第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第十三条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項」の下に「沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七条第六項の規定により適用する場合を含む。）」を加える。

（治水特別会計法の一部改正）

第十四条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条」を「、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三条第一項」を「若しくは第六十三条第一項又は

沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」に改める。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第十五条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を「、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八条第四項」に改める。

第五条第一項第二号中「同法第二条第一項」の下に「、沖縄振興開発特別措置法第八条第四項」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十六条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定に限る。）

（都市計画法の一部改正）

第十七条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第十八条　農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

（会社の設立等）

第十九条　通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

2　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4　通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければな

らない。

5　政府は、会社の設立に際し、会社に対して協定第六条第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6　前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7　設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8　設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条、第百八十一条、第百八十五条及び第百八十七条第一項（設立の廃止の決議に係る場合に限る。）の規定は、会社の設立については適用せず、同法第百七十七条第三項の規定は、第五項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。

10　設立委員は、この法律の施行の日の前日までに、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。

11　第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれ

るものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

12　協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。

13　会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

14　前各項に規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

15　会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

16　前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。

17　第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。

一　第三十三条の規定の施行の際その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者　同条の規定の施行の日から起算して六月間

二　この法律の施行の際沖縄においてその商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者　この法律の施行の日から起算して六月間

18　沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第　　号）の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

19　会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。

一　会社の設立

二　第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転

20　政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業の区分		国庫の負担又は補助の割合の範囲
農業試験研究施設	農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する試験研究施設の設置	十分の十以内
土地改良	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行なうもの	十分の十以内
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置	十分の十以内
林業施設	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の十以内
漁港	漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	十分の十以内
道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理	十分の十以内
港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地（同条第八項に規定する避難港にあつては、水域施設又は外かく施設に限る。）の建設又は改良の工事	十分の十以内
空港	空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の十以内
公営住宅	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第	十分の七・五以内

	二号に規定する公営住宅の建設工事		
住宅地区改良	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第六項に規定する改良住宅の建設（当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む。）	十分の七・五以内	
水道	水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	三分の二以内	
し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内	
都市公園	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設の新設又は改築	十分の五以内	
下水道	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内	
消防施設	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内	
伝染病院等	伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）第十七条第一項に規定する施設の整備	十分の七・五以内	
保健所	保健所法（昭和二十二年法律第百一号）第一条に規定する保健所の整備	十分の七・五以内	
精神病院	精神衛生法（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条及び第六条の二に規定する精神病院（精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。）の設置	十分の七・五以内	

結核療養所	結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五十七条第一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内	
児童福祉施設	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内	
身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内	
生活保護施設	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内	
婦人相談所等	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設の整備	三分の二以内	
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十八条第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内	
老人福祉施設	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十四条第一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内	
義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する建物、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第三条に規定する教材、公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条第一項及び第六条に規定する小学部及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第二条に規定する	十分の九以内	

		公立の中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための設備、理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条に規定する公立の小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備	十分の七・五以内
高等学校教育施設等	公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）第二条第二項に規定する建物、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備		
砂防設備	砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事		十分の十以内
海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良		十分の十以内
地すべり防止施設	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事		十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事		十分の十以内

公報
(号 外)

発行所
琉球政府総務局
渉外広報部文書課
電話 55－7174

販売所
財務部用度課
電話 政府242

定価
年間 8弗
(郵送料共)
1部 10仙

一九六一年一月六日
第三種郵便物認可

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律
○沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律
○沖縄振興開発特別措置法
○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律

目　次

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（法律第百二十九号）……3
○沖縄の復帰に伴う関係法令の整備に関する法律（法律第百三十号）……43
○沖縄振興開発特別措置法（法律第百三十一号）……64
○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（法律第百三十二号）……80

資　料

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

昭和四十六年十一月三十一日

内閣総理大臣　佐　藤　栄　作

法律第百二十九号

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　沖縄県（第三条―第六条）
第三章　沖縄県の市町村（第七条―第九条）
第四章　刑罰の効力の承継等
　第一節　民事関係（第十条―第二十四条）
　第二節　刑事関係（第二十五条―第三十条）
第五章　競争者等の権利義務の承継等（第三十一条―第三十五条）
第六章　法人の権利義務の承継等（第三十六条―第四十八条）
第七章　通貨の交換等（第四十九条―第五十二条）
第八章　法令の適用に関する特別措置
　第一節　通則（第五十三条・第五十四条）
　第二節　総理府関係（第五十五条―第六十一条）
　第三節　法務省関係（第六十二条―第六十七条）
　第四節　大蔵省関係（第六十八条―第九十三条）
　第五節　文部省関係（第九十四条―第九十九条）
　第六節　厚生省関係（第百条―第百四条）
　第七節　農林省関係（第百五条―第百十八条）
　第八節　通商産業省関係（第百十九条―第百二十二条）
　第九節　運輸省関係（第百二十三条―第百二十九条）
　第十節　郵政省関係（第百三十条―第百三十六条）
　第十一節　労働省関係（第百三十七条―第百四十六条）
　第十二節　建設省関係（第百四十七条―第百四十九条）
　第十三節　自治省関係（第百五十条―第百五十五条）
第九章　雑則（第百五十六条・第百五十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「沖縄」とは、竹島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

2　この法律において「本土」とは、沖縄以外の本邦の地域をいう。

3　この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。

4　この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第二章　沖縄県

（沖縄県の地位）

第三条　施行の日に沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める県として存続するものとする。

（沖縄県の条例等に関する暫定措置）

第四条　沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属させられることとなる事務に相当する事務について規定しているものは、法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（沖縄県の議会の議員及び知事の選挙）

第五条　沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖縄県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2　この法律の施行の際現に存する立法議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙において沖縄県の議会の議員又は知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖縄県の議会の議員又は知事の職にあるものとみなす。

（沖縄県の主要公務員の選任又は選挙）

第六条　沖縄県の公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会若しくは固有委員会の委員又は監査委員の選任（選挙管理委員にあつては、議会における選挙）は、前条第一項の選挙において沖縄県の議会の議員及び知事が選挙された後に、選挙なく行なわるものとする。沖縄県の議会の副知事又は出納長の選任についても、同様とする。

2　沖縄県の港区漁業調整委員会の委員の選任又は選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日に行なわるものとする。

3　この法律の施行の際琉球政府の中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、政府等基金若しくは漁業調整委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される他にあるものを含む。以下この項において同じ。）又は会計検査院の検査官の職にある者は、前二項の規定にかかわらず沖縄県の委員会の委員の選任若しくは選挙又は監査委員の選任が行なわれるまでの間（中央教育委員会の委員にあつては、昭和四十七年十二月三十一日までの間）、それぞれ沖縄県の相当の委員会の委員又は監査委員の職にある者とみなす。この場合には、沖縄県に置かれるべき港区漁業調整委員会の数は、一とする。

4　この法律の施行の際琉球政府の行政副主席の職にある者は、前条第一項の選挙において沖縄県の知事が選挙されるまでの間、沖縄県の副知事の職にあるものとみなす。ただし、地方自治法第百六十一条第一項ただし書の規定により、条例で、副知事が置かれないこととされた場合には、この限りでない。

5　第一項の規定により沖縄県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖縄県知事が指定する職員が行なうものとする。

第三章　沖縄県の市町村

（市町村の地位）

第七条　沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

（市町村の条例等に関する経過措置）

第八条　沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（市町村の機関に関する経過措置）

第九条　この法律の施行の際沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される他にあるものを含む。以下この項において同じ。）又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の職員として在職するものとする。

2　この場合において、これらの議員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているものについても、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙されて、又は選任された日から起算するものとする。

2　この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にあるものとみなす。

第四章　裁判の効力の承継等

第一節　民事関係

（民事非訟事件等の手続の承継）

第十条　沖縄の人事訴訟法（千九百六十九年立法第七十七号）、沖縄の電波法（千九百五十五年立法第八十号）、立法院議員選挙法（千九百十六年立法第七十四号）、市町村議会議員及び市町村長選挙法（千九百六十八年立法第七十四号）、行政主席選挙法（千九百六十八年立法第七十五号）又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法（千九百七十年立法第九十八号）の規定による非訟（刑事非訟及び沖縄の電波法第九十二条第一項の規定により裁判所の申立てを却下する決定に対する訴えに係る非訟を除く。）について琉球政府の高等裁判所（以下この章において「旧高等裁判所」という。）において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

第十一条　旧高等裁判所において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続（分限非訟、刑事非訟及び少年の保護非訟に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

2　立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町村長選挙法（第十六条第一項（第十二条において準用する場合を含む。）を除く。）、行政主席選挙法又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定による非訟（刑事非訟を除く。）について琉球政府の高等裁判所（以下この章において「旧地方裁判所」という。）において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続は、福岡高等裁判所において本邦の相当法令により

処理した非訟の受理その他の手続となす。

3　沖縄の電波法の規定による非訟（刑事非訟及び同立法第九十二条第一項の規定により裁判所の申立てを却下する決定に対する訴えに係る非訟を除く。）について旧地方裁判所において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

4　この法律の施行の際第一審として旧高等裁判所に係属している上告非訟（刑事非訟及び前条に規定する非訟を除く。）について行なわれた上告の提起は、最高裁判所の提起となす。

第十二条　旧地方裁判所において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続（刑事非訟に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

2　琉球政府の簡易裁判所（以下この章において「旧簡易裁判所」という。）の権限に属する非訟で本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属するべきものの（刑事非訟に関するものを除く。）について旧簡易裁判所において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

3　地方裁判所は、第二項の規定に基づいて取り扱うべき非訟で、旧地方裁判所の権限に属していたものについては、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定によれば地方裁判所の権限に属しない非訟についても、裁判権を有する。

第十三条　琉球政府の家庭裁判所（以下この章において「旧家庭裁判所」という。）において沖縄法令により処理した非訟（刑事非訟及び少年の保護非訟に関するものを除く。）は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

第十四条　旧簡易裁判所において沖縄法令により処理した非訟の受理その他の手続（刑事非訟に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所において本邦の相当法令により処理した非訟の受理その他の手続となす。

第十五条　第十一条第一項及び第四項の規定は琉球政府の上訴裁判所の非訟について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球政府の民事裁判所の非訟について準用する。

2　前項の非訟の手続の適用に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（琉球政府の裁判所等による発せられた命令に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に琉球政府の裁判所（以下この章において「旧裁判所」という。）又は琉球列島米国民政府の裁判所（以下この章において「民政府の裁判所」という。）によつて発せられた差押、仮差押、訴状その他の書類（刑事非訟及び少年の保護非訟に関するものを除く。）で、この法律の施行の際まだ送達されていないものは、第十条から前条までの規定に基づいて非訟を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2　旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としてした判決（第十条に規定する非訟及び刑事非訟に関するものを除く。）に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

（手続の更新）

第十七条　第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した非訟については、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

（公序良俗に反する裁判の効力）

第十八条　旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判（刑事非訟及び少年の保護非訟に関するものを除く。）で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

（民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置）

第十九条　第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した非訟につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）を適用し、又は準用するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百三十七号）、民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百三十五号）附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百十五号）附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律（昭和四十五年法律第百十五号）附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百号）附則第三項の規定の例による。

2　この法律の施行の際本土の裁判所に係属している非訟の申立人である当事者の行為に関し民事訴訟法第百五十九条第一項後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）又は非訟事件手続法第十二条後段（同法以外の法令において準用する場合を含む。）に定める期間が既に進行しているものに

ついては、なお従前の例による。

（破産法及び民事訴訟法に関する経過措置）

第二十条　破産法（大正十一年法律第七十一号）又は民事訴訟法（大正十一年法律第七十二号）を適用するについての経過措置に関しては、破産法及び民事訴訟法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百七十三号）附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十八号）附則第六項から第八項までの規定の例による。

（行政事件訴訟法に関する経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際行政事件訴訟特例法（千九百五十三年立法第四十八号）第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基礎とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

2　この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基礎とするものについては、同条第三項から第五項までの規定の例による。

3　前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4　前三項の定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に関しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十二条までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に関する例）

第二十二条　第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてした裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手続の適用に関する経過措置）

第二十三条　旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年保護事件を除く。）の手続の適用については、民事訴訟法適用等に関する法律及び刑事訴訟法適用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の適用に関する経過措置）

第二十四条　この法律の施行の際沖縄に適用されていた過料又は罰金（裁判所又は裁判官が科するものに限る。）に関する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める過料の額の効力は、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖縄において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては旧簡易裁判所、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方裁判所がするものとする。

3　第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の民事訴訟法（明治三十三年法律第二十九号）、沖縄の家事審判法（千九百五十六年立法第八八号）、沖縄の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法定等の執行停止に関する立法（千九百六十八年立法第二十六号）又は沖縄の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節　刑事関係

（刑罰に関する経過措置）

第二十五条　この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定（刑事に関する法令の規定のうち過料又は罰金に関するものを含む。以下この項及び第二十六条第一項において同じ。）は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める刑の効力は、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十六条等、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3　この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる刑は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の管轄については、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第二号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖縄の刑法第百九十七条ノ二第三項の罪は刑法第四条の例に従う。

一　沖縄の刑法第百三条

二　沖縄の刑法第百三十四条第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏洩の罪を定めるもの

三　沖縄の刑法第百五十五条及び同条から同法第百五十七条までに記載した文書又は図画に関する同法第百五十八条

四　沖縄の刑法第百六十条に記載した文書に関する同法第百六十一条

五　同法第百六十五条及び第百六十六条並びにこれらの規定に関する同法第百六十八条

六　沖縄の刑法第百九十七条ノ二第三項並びに同項に規定する賄賂に関する同法第百九十七条ノ五及び第百九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄の罪並びにこれらの罪の賄賂に関する没収及び追徴を定めるもの

4　この法律又はこの法律に基づく政令により、この法律の施行後の行為について、本邦の法令としての効力を有することとされる沖縄法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5　輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の適用については、沖縄と本土との関係は変更がなかつたものとみなす。

（裁判権等の分配）

第二十六条　最高裁判所は、旧裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものについて裁判権を有する。

一　旧地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした判決に対する上告

二　沖縄の刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号）に定める非常上告及び特例に定める抗告

2　高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一　旧高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八条第一項及び第六項並びに第三十条において同じ。）に関し裁判権を有していた事項（沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する事項を除く。）

二　旧地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした裁判の取消し又は変更の請求（沖縄の刑事訴訟法第四百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三　沖縄の刑法第七十七条から第七十九条までの罪に係る訴訟の第一審

3　地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）及び民事裁判の裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4　家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に関し権限を有していた事項について権限を有する。

5　簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項（沖縄の刑法第九十五条の罪、同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同条第二百四十九条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百五十七条の罪（裁判所に対して罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

（手続、執行等の承継）

第二十七条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和二十四年法律第百四十一号）その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する高等裁判所規則のもとで高等裁判所規則で定めるもの（以下この節において「本土の刑事関係法令」という。）の規定（刑罰に関する規定を除く。）は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令（以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。）の規定に関する事項で本土の刑事関係法令に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2　前項の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める抗訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十

十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の管轄については、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第二号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖縄の刑法第百九十七条ノ二第三項の罪は刑法第四条の例に従う。

一　沖縄の刑法第百三条

二　沖縄の刑法第百三十四条第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏洩の罪を定めるもの

三　沖縄の刑法第百五十五条及び同条から同法第百五十七条までに記載した文書又は図画に関する同法第百五十八条

四　沖縄の刑法第百六十条に記載した文書に関する同法第百六十一条

五　同法第百六十五条及び第百六十六条並びにこれらの規定に関する同法第百六十八条

六　沖縄の刑法第百九十七条ノ二第三項並びに同項に規定する賄賂に関する同法第百九十七条ノ五及び第百九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄の罪並びにこれらの罪の賄賂に関する没収及び追徴を定めるもの

4　この法律又はこの法律に基づく政令により、この法律の施行後の行為について、本邦の法令としての効力を有することとされる沖縄法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5　輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の適用については、沖縄と本土との関係は変更がなかつたものとみなす。

（裁判権等の分配）

第二十六条　最高裁判所は、旧裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものについて裁判権を有する。

一　旧地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした判決に対する上告

二　沖縄の刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号）に定める非常上告及び特例に定める抗告

2　高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一　旧高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八条第一項及び第六項並びに第三十条において同じ。）に関し裁判権を有していた事項（沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する事項を除く。）

二　旧地方裁判所が刑事に関し上訴審としてした裁判の取消し又は変更の請求（沖縄の刑事訴訟法第四百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

三　沖縄の刑法第七十七条から第七十九条までの罪に係る訴訟の第一審

3　地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項（前項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）及び民事裁判の裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4　家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に関し権限を有していた事項について権限を有する。

5　簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項（沖縄の刑法第九十五条の罪、同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百五十七条の罪（裁判所に対して罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

（手続、執行等の承継）

第二十七条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和二十四年法律第百四十一号）その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する高等裁判所規則のもとで高等裁判所規則で定めるもの（以下この節において「本土の刑事関係法令」という。）の規定（刑罰に関する規定を除く。）は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令（以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。）の規定に関する事項で本土の刑事関係法令に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2　前項の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める抗訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十

九条第三項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第二項又は第四百十三条第一項に定める即時抗告に関する規定は、これに対する刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第一項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判（この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるものの以外のものについての裁判を含むものとし、以下「民政府の裁判所の最終裁判」という。）は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判とこの法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している厳重の申立ては、この法律の施行の日に中央更生保護審査会に対してされた審査申請とみなす。

3　沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があった事件については、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第一百四十九号）第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八条　旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件が係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。）においてした事件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあてて発せられた刑事に関する訴訟に関するこの法律の施行の際まだ受理されていない書類とは、相当裁判所にあてたものとみなす。

2　この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

3　旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

4　この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪について時効の期間は、刑法並び旧訴訟手続法典、千九百五十五年琉球刑事訴訟法第一百四十四号）第一編第三章第四条又は刑事訴訟法第三百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

九条第三項、第三百九十五条第一項、第三百九十六条第二項又は第四百十三条第一項に定める即時抗告に関する規定は、これに対する刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第一項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判（この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるものの以外のものについての裁判を含むものとし、以下この項において「民政府の裁判所の最終裁判」という。）は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判とこの法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している厳重の申立ては、この法律の施行の日に中央更生保護審査会に対してされた審査申請とみなす。

3　沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があった事件については、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第一百四十九号）第二条に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八条　旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件が係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。）においてした事件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあてて発せられた刑事に関する訴訟に関するこの法律の施行の際まだ受理されていない書類とは、相当裁判所にあてたものとみなす。

2　この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

3　旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

4　この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪について時効の期間は、刑法並び旧訴訟手続法典、千九百五十五年琉球刑事訴訟法第一百四十四号）第一編第三章第四条又は刑事訴訟法第三百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5　旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定第決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は科料の言渡の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の裁判について は、第二十五条第一項後段の規定を準用する。

6　この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟法、刑事補償その他刑事に関する国の負担債務の額の算定については、なお従前の例による。

7　民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件（民政府の裁判所の最終裁判があった事件を除く。）についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8　この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六条に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件はこの法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。この場合において、民政府の裁判所の裁判があった事件で、この法律の施行の際沿革者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第一項に定める異議の申立てがあったときは、当該事件は那覇地方裁判所に審理をまつべき旨の書面の提出があったときは、当該事件は那覇地方裁判所に審理をまつべき旨の書面の提出があったときは、当該事件は那覇地方裁判所に係属しているものとみなす。

9　沖縄の刑事関係法令の規定による服役及び拘留の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

（恩赦）

第二十九条　恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑前に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

2　この法律の施行前に沖縄において言渡された懲刑又は裁判は、それぞれ恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）に定める懲刑又は大裁判又は裁判として特赦に相当する効力を有するものとみなす。

（適用除外）

第三十条　この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの（沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。）及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

5　旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定第決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は科料の言渡の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の裁判について は、第二十五条第一項後段の規定を準用する。

6　この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟法、刑事補償その他刑事に関する国の負担債務の額の算定については、なお従前の例による。

7　民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件（民政府の裁判所の最終裁判があった事件を除く。）についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8　この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第三百五十六条に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件はこの法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。この場合において、民政府の裁判所の裁判があった事件で、この法律の施行の際沿革者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第一項に定める異議の申立てがあったときは、当該事件は那覇地方裁判所に審理をまつべき旨の書面の提出があったときは、当該事件は那覇地方裁判所に係属しているものとみなす。

9　沖縄の刑事関係法令の規定による服役及び拘留の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

（恩赦）

第二十九条　恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑前に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

2　この法律の施行前に沖縄において言渡された懲刑又は裁判は、それぞれ恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）に定める懲刑又は大裁判又は裁判として特赦に相当する効力を有するものとみなす。

（適用除外）

第三十条　この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの（沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。）及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章　琉球政府の権利義務の承継等

（琉球政府の権利義務の承継）

第三十一条　この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

（琉球政府の職員の承継）

第三十二条　この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

（琉球政府の災害の処理）

第三十三条　沖縄振興開発庁は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに歳入歳出決算及びこの法律の施行の日の前日における琉球政府の資産、公債及び借入金の現在高その他政令で定める事項について、印刷物の配付その他適当な方法で住民に報告しなければならない。

（地方教育区の権利義務の承継）

第三十四条　この法律の施行の際教育区又は連合教育区が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、その時においてそれぞれ当該教育区と区域を同じくする市町村又は沖縄県が承継する。

（地方教育区の職員の承継）

第三十五条　この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を同じくする市町村の職員となる。

2　この法律の施行の際琉球政府の教育委員会に置かれている教育長及び教育委員並びにその事務局の常勤の職員として在職する者は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。

第六章　法人の権利義務の承継等

（琉球水道公社）

第三十六条　琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の

第五章　琉球政府の権利義務の承継等

（琉球政府の権利義務の承継）

第三十一条　この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時において琉球政府の事務又は事業を承継する国又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

（琉球政府の職員の承継）

第三十二条　この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

（琉球政府の災害の処理）

第三十三条　沖縄振興開発庁は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに歳入歳出決算及びこの法律の施行の日の前日における琉球政府の資産、公債及び借入金の現在高その他政令で定める事項について、印刷物の配付その他適当な方法で住民に報告しなければならない。

（地方教育区の権利義務の承継）

第三十四条　この法律の施行の際教育区又は連合教育区が有している権利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、その時においてそれぞれ当該教育区と区域を同じくする市町村又は沖縄県が承継する。

（地方教育区の職員の承継）

第三十五条　この法律の施行の際教育区の常勤の職員として在職する者は、当該教育区と区域を同じくする市町村の職員となる。

2　この法律の施行の際琉球政府の教育委員会に置かれている教育長及び教育委員並びにその事務局の常勤の職員として在職する者は、政令で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となる。

第六章　法人の権利義務の承継等

（琉球水道公社）

第三十六条　琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き継いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるものを除き、この法律の施行の時において沖縄県が承継する。

（琉球電信電話公社）

第三十七条　この法律の施行の際琉球電信電話公社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公社」という。）が有している権利及び義務は、その時において日本電信電話公社（以下この条において「公社」という。）が承継する。

2　この法律の施行の際琉球公社の職員である者は、その時において公社の職員となる。ただし、その時において国際電信電話株式会社に勤務することとなる者については、この限りでない。

3　この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に出資された額に相当する額は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に政府から公社に追加して出資されたものとする。

4　公社は、この法律の施行の日から起算して九十日を経過する日までは、第一項の規定により琉球公社から引き継いだ国際電気通信業務に必要な設備で日本電信電話公社法第六十八条に規定するものを、同条の規定にかかわらず、国会の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲渡することができる。ただし、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

（沖縄放送協会）

第三十八条　この法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百二十一号）に基づく沖縄放送協会が有している権利及び義務は、その時において日本放送協会が承継する。

2　日本放送協会は、この法律の施行の際における沖縄放送協会の資産の価額（沖縄放送協会の会計における当該資産の帳簿価額をいう。）から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額（当該残額がこの法律の施行の際琉球政府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえる場合には、当該出資している額）に相当する額を、この法律の施行の日から起算して一年以内に、国に納付しなければならない。

（沖縄下水道公社）

第三十九条　この法律の施行の際沖縄下水道公社法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄下水道公社が有している権利及び義務は、その時において

協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き継いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるものを除き、この法律の施行の時において沖縄県が承継する。

（琉球電信電話公社）

第三十七条　この法律の施行の際琉球電信電話公社法（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公社」という。）が有している権利及び義務は、その時において日本電信電話公社（以下この条において「公社」という。）が承継する。

2　この法律の施行の際琉球公社の職員である者は、その時において公社の職員となる。ただし、その時において国際電信電話株式会社に勤務することとなる者については、この限りでない。

3　この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に出資された額に相当する額は、日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に政府から公社に追加して出資されたものとする。

4　公社は、この法律の施行の日から起算して九十日を経過する日までは、第一項の規定により琉球公社から引き継いだ国際電気通信業務に必要な設備で日本電信電話公社法第六十八条に規定するものを、同条の規定にかかわらず、国会の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲渡することができる。ただし、あらかじめ郵政大臣の認可を受けることを要する。

（沖縄放送協会）

第三十八条　この法律の施行の際沖縄の放送法（千九百六十七年立法第百二十一号）に基づく沖縄放送協会が有している権利及び義務は、その時において日本放送協会が承継する。

2　日本放送協会は、この法律の施行の際における沖縄放送協会の資産の価額（沖縄放送協会の会計における当該資産の帳簿価額をいう。）から負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当該残額（当該残額がこの法律の施行の際琉球政府が沖縄放送協会に対し出資している額をこえる場合には、当該出資している額）に相当する額を、この法律の施行の日から起算して一年以内に、国に納付しなければならない。

（沖縄下水道公社）

第三十九条　この法律の施行の際沖縄下水道公社法（千九百六十七年立法第百六号）に基づく沖縄下水道公社が有している権利及び義務は、その時におい

て沖縄県が承継する。

（住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人）

第四十条　沖縄の立法による特別の設立行為をもつて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の額の二分の一以上に相当する財産を拠出しており、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する事業と同様の事業を行なうことを目的とする法人で政令で定めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅供給公社となる。

（沖縄学校安全会）

第四十一条　この法律の施行の際沖縄学校安全会法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄学校安全会が有している権利及び義務は、その時において日本学校安全会が承継する。

（輸出パインアップルかん詰組合）

第四十二条　パインアップル産業振興法（千九百五十九年立法第百八十五号）に基づく輸出パインアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく商工組合となる。

2　前項の規定により中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合となつた輸出パインアップルかん詰組合（以下この条において「かん詰組合」という。）は、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までに、必要な定款の変更につき中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第一項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十一条第一項の認可の申請をしなければならない。

3　かん詰組合は、前項に規定する期間内に同項の規定による認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかつた場合においては、当該期間の満了の時又は当該認可を受けることができないことが確定した時（その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）において、すでに解散した場合を除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第三項において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第一項第五号に掲げる事由により解散した商工組合の解散及び清算の例による。

4　かん詰組合については、中小企業団体の組織に関する法律第八条第一項の規定は、第一項の定款の変更につき同項に規定する認可があるまでは、適用しない。

（全糖業組合）

第四十三条　この法律の施行の際公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号）に基づく公務員等共済組合、市町村職員共済組合若しくは市町村国保団体職員共済組合又は公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）に基づく公立学校職員共済組合が有している権利及び義務は、政令で定めるところにより、その時において全糖業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）に基づく共済組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく共済組合、地方職員共済組合若しくは団体共済組合が承継する。

2　この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共済組合法（千九百七十二年立法第八十三号。第九十六条において「沖縄私学共済組合法」という。）に基づく私立学校教職員共済組合（同条において「沖縄私学共済組合」という。）が有している権利及び義務は、その時において私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。同条において「私学共済組合法」という。）に基づく私立学校教職員共済組合（同条において「私学共済組合」という。）が承継する。

3　この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員共済組合法（千九百六十九年立法第八十七号。第百六条において「沖縄農林共済組合法」という。）に基づく農林漁業団体職員共済組合（同条において「沖縄農林共済組合」という。）が有している権利及び義務は、その時において農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。）に基づく農林漁業団体職員共済組合（同条において「農林共済組合」という。）が承継する。

（法人である沖縄の職員団体等）

第四十四条　琉球政府公務員法（千九百五十三年立法第四号）に基づく法人である職員団体のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第五項に規定する職員（当該職員とみなされるものを含む。）となる者及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員となる者を除く。）が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づく法人である職員団体となる。

2　前項の規定により国家公務員法に基づく法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したものとみなされる法人で同法第百八条の三の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条　前条の規定は、琉球政府公務員法に基づく法人である職員団体又は沖縄の労働組合法（千九百五十三年立法第四十二号）に基づく法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第五項に規定する職員となる者及び判定人委員会事務局関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する職員となる者を除く。）がそれぞれ主体となつて組織するもの（沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。）の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づく法人」とあるのは「判定人公務員法に基づく法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第百八条の三」とあるのは「第五十三条」と読み替えるものとする。

第四十六条　沖縄の労働組合法に基づく法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第三条の労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づく法人である労働組合となる。

2　前項の規定により労働組合法に基づく法人となつたものは、政令で定める日までに、解散したものとみなされる法人で同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第一項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働関係委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づく法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。

（宗教団体等）

第四十七条　沖縄の宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）に基づく法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）に基づく宗教法人となる。

2　前項の規定により宗教法人法に基づく宗教法人となつた者（以下この条において「沖縄宗教法人」という。）は、同法による宗教法人の設立登録の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内にしなければならない。

3　沖縄宗教法人が、前項に規定する期間内に同項の規定による規則の認証の申請をしなかつた場合又は当該期間内に当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかつた場合においては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることができないことが確定した時（その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）において、すでに解散したものを除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第一項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4　宗教法人法第十四条、第八十条、第八十条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十二条（第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。）の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

（その他の沖縄の法人の地位）

第四十八条　第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法（明治三十九年法律第八十九号）、沖縄の商法（明治三十二年法律第四八号）、沖縄の有限会社法（昭和二十三年法律第七十四号）その他沖縄法令に相当する琉球法令に基づく法人は、それぞれ、民法（明治三十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づく相当の法人となる。

第七章　酒類の交換等

（酒類の交換）

第四十九条　沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国酒類を、この法律の施行の日前における酒類の売買相場の動向を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定め

る交換比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当該通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

2　なければならない。

政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3　前三項における用語については、次に定めるところによる。

一　「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（明治三十七年法律第六十七号）による発行する、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二　「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三　「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条　沖縄の収入印紙（印紙をもつてする手数料納付に関する立法（千九百五十三年法律第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局（次項において「沖縄の郵便局」という。）において、収入印紙と交換するものとする。

2　沖縄の失業保険印紙（沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額（当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の売りさばきをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

（印紙等類の交換等）

第五十一条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当該通貨と交換する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

2　政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3　前三項における用語については、次に定めるところによる。

一　「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（明治三十七年法律第六十七号）による発行する、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二　「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三　「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条　沖縄の収入印紙（印紙をもつてする手数料納付に関する立法（千九百五十三年法律第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局（次項において「沖縄の郵便局」という。）において、収入印紙と交換するものとする。

2　沖縄の失業保険印紙（沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額（当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙と交換するものとする。

（印紙等類の交換等）

第五十一条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当該通貨と交換する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

2　政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3　前三項における用語については、次に定めるところによる。

一　「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（明治三十七年法律第六十七号）による発行する、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二　「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三　「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条　沖縄の収入印紙（印紙をもつてする手数料納付に関する立法（千九百五十三年法律第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当該通貨と交換する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

2　政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3　前三項における用語については、次に定めるところによる。

一　「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（明治三十七年法律第六十七号）による発行する、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二　「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三　「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条　沖縄の収入印紙（印紙をもつてする手数料納付に関する立法（千九百五十三年法律第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

（沖縄の郵便局における買い戻しの特例）

第五十二条　沖縄の郵便法（千九百五十三年法律第七十四号）第三十一条の規定により政府が発行する切手、郵便葉書その他郵便に関する事務を、政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換し、又は当

適用しない。

（交通方法等に関する暫定措置）

第五十八条　沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めることにより必要な読替えをして、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定を適用する。

2　前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を超えない日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六箇月までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号）第百十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金で、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する効果を生ずる行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2　前項の場合において、反則行為の態様及び種別は、沖縄の道路交通法及びこれとして、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同じく法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により手続等の相当規定の適用をしないこととされるものに係る審査請求（同法第二条第一項に規定する審査請求をいう。以下この条において同じ。）の審査請求期間（同法第十四条第一項に規定する審査請求期間をいう。以下この条において同じ。）の経過その他の事情を考慮して、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過する日までの間、審査請求をすることができるものとする。

2　前項の審査請求期間の経過その他の事情を考慮して、この法律の施行の日から起算して三年を超えない日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六箇月までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号）第百十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金で、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する効果を生ずる行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2　前項の場合において、反則行為の態様及び種別は、沖縄の道路交通法及びこれとして、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同じく法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により手続等の相当規定の適用をしないこととされるものに係る審査請求（同法第二条第一項に規定する審査請求をいう。以下この条において同じ。）の審査請求期間（同法第十四条第一項に規定する審査請求期間をいう。以下この条において同じ。）の経過その他の事情を考慮して、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過する日までの間、審査請求をすることができるものとする。

2　前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を超えない日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六箇月までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号）第百十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金で、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する効果を生ずる行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2　前項の場合において、反則行為の態様及び種別は、沖縄の道路交通法及びこれとして、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同じく法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により手続等の相当規定

適用しないこととされるものに係る審査請求（同法第二条第一項に規定する審査請求をいう。以下この条において同じ。）の審査請求期間（同法第十四条第一項に規定する審査請求期間をいう。以下この条において同じ。）の経過その他の事情を考慮して、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過する日までの間、審査請求をすることができるものとする。

2　前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を超えない日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六箇月までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号）第百十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金で、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する効果を生ずる行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2　前項の場合において、反則行為の態様及び種別は、沖縄の道路交通法及びこれとして、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同じく法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により手続等の相当規定

（交通方法等に関する暫定措置）

第五十八条　沖縄県の区域においては、政令で定める日までの間は、左側通行及び車両の右側通行の原則に従い政令で定めることにより必要な読替えをして、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定を適用する。

2　前項の政令で定める日を指定するにあたつては、この法律の施行の日から起算して三年を超えない日以後の日で、交通方法を歩行者の右側通行及び車両の左側通行の原則に変更するための諸般の準備措置及び当日に予想される交通の状況を考慮して、その変更を円滑に行なうことができると認められる日を選定するものとし、当該政令は、当該日から起算して六箇月までに公布するものとする。

（反則行為に関する経過措置）

第五十九条　この法律の施行前にされた沖縄の道路交通法（千九百六十三年立法第百九号）第百十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金は、道路交通法第百二十五条第一項に規定する反則行為並びにこれに係る同条第二項に規定する反則金及び同条第三項に規定する反則金で、この法律の施行前に沖縄の道路交通法の規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の反則行為に関する効果を生ずる行為は、道路交通法の相当規定によりされた告知、通告、反則金の納付、指示その他の行為とみなす。

2　前項の場合において、反則行為の態様及び種別は、沖縄の道路交通法及びこれとして、この法律の施行前にされた告知若しくは通告又は指示に係る反則金の額は、その額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とし、この法律の施行後にされる告知若しくは通告に係る反則金の額又は指示に係る反則金の限度額は、同規則に定める額又は同じく法に定める限度額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額とする。

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により手続等の相当規定

ものとされていた処分でこの法律の施行の際その根拠規則が現に進行しているものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」と、同法第十四条第三項（同法第四十八条において準用する場合を含む。）中「経過したとき」とあるのは「経過したとき（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき）」とする。

（国の行政機関の職員の定員に関する暫定措置）

第六十一条　沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関の所掌事務を遂行するために当該行政機関に恒常的に置く必要があると認められる職員の常勤の職員（自衛官及び国の機関に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条に規定する常勤の職員を除く。）の定員は、当分の間、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

（所有者不明土地の管理）

第六十二条　沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際現に球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、前項の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

第三節　法務省関係

（裁判所職員の定員に関する暫定措置）

第六十三条　沖縄県の区域内に置かれる裁判所及び裁判所の支部の職員並びにこれらの職員のうち沖縄県の区域内に置かれる検察審査会に勤務する職員の定員は、当分の間、裁判所法等附則第五条第二項及び裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところによる。

（裁判所職員に対する特別の手当等）

第六十四条　第三十二条の規定により裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百五十九号）の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2　沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医官については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

3　裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に戦職し、又は死亡した者でその戦傷又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において準用するものとされる国家公務員災害補償法並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六条及び第八条中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

（外国人弁護士に関する特例）

第六十五条　沖縄の弁護士法（千九百六十七年立法第百三十九号）附則第五条の規定による外国人弁護士で昭和四十六年一月一日以前引き続き沖縄において外国法に関してその業務を従事している者は、最高裁判所の承認を受けて、外国法に関し、弁護士法（昭和二十四年法律第百五号）第三条に規定する事務を行なうことができる。

2　最高裁判所は、前項の承認をする場合には、期限を付することができる。

3　第一項の規定により弁護士法第三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4　弁護士法第一条、第十条、第十二条から第十三条、第十四条第三項、第十三条から第十九条まで、第七十六条及び第七十七条（第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者（第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。）について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続によつて」とあるのは、「仲裁手続によつて、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続によつて」と読み替えるものとする。

5　沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7　最高裁判所は第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見を聞かなければならない。

8　この法律の施行の日から起算して一月に限り、第一項の承認を受けないで、同項に規定する事務を行なうことができる。

（取得時効に関する経過措置）

第六十六条　沖縄群島（北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点として、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十四度、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百二十四度二分の点を経て起点に至る領海内の島をいう。）内の土地については、この法律の施行の日から起算して百八日は、民法第百六十二条第一項に規定する取得時効は、完成しない。

（政府賠償に関する経過措置）

第六十七条　この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の営造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行の際現に生じている損害について、政府賠償法（千九百五十六年立法第十七号）の規定の例によつて、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が賠償の責めに任ずる。

第四節　大蔵省関係

（たばこ製造業等に対する交付金の交付）

第六十八条　沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塩専売事業の円滑な実

施に資するため、日本専売公社（以下次条までにおいて「公社」という。）は、政令で定める日に沖縄において製造たばこ（たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）第一条第三項に規定する製造たばこをいう。次条において同じ。）の製造又は塩の製造若しく再製（塩専売法（昭和二十四年法律第百十二号）第一条第三項に規定する再製をいう。）の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの（次項において「廃止業者」という。）に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受ける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

2　廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

（たばこ専売法に関する特例）

第六十九条　沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専売法第三十条第一項の指定を受けた製造たばこの小売人（以下この条において「たばこ小売人」という。）は、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、他のたばこ小売人から製造たばこを買い受けることができる。この場合においては、同法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

2　沖縄県の区域においては、当分の間、公社は災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造たばこを売り渡さないものとする。

（塩専売法に関する特例）

第七十条　沖縄県の区域においては、当分の間、塩専売法第二十四条第一項の指定を受けた塩の小売人（以下この条において「塩小売人」という。）は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、他の塩小売人から塩を買い受け、又は他の塩小売人に塩を販売することができる。

2　沖縄県の区域においては、当分の間、塩小売人が販売する塩については、塩専売法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

（特別会計の経理の特例）

第七十一条　この法律の規定に基づき国が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入れ、当該特別会計の積立金の経理その他の措置（次項において「繰入れ等の措置」という。）については、政令で定めるところによる。

2　沖縄の復帰に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令で定めるところによる。

（琉球政府税の承継等）

第七十二条　この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税（沖縄法令の規定により琉球政府が課する税（その滞納処分費を含む。）をいう。以下この条及び第百五十四条において同じ。）に係るものは、その時において国が承継する。

一　本邦の国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。）に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「国税相当琉球政府税」という。）

二　本邦の関税、とん税又は特別とん税に相当するものとして政令で定める琉球政府税（以下この条において「関税相当琉球政府税」という。）

2　国税通則法、国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）及び国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）又は関税法（昭和二十九年法律第六十一号）、とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の規定（政令で定める規定を除くものとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。）は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3　国税相当琉球政府税及び関税相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの琉球政府税に適用される本邦の法令の規定に相当する規定以外の規定（罰則を含む。）は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本邦の法令としての効力を有する。

（所得税に関する経過措置）

第七十三条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）が沖縄に施行されることとなったため新たに同法第二条第一項第三号に規定する居住者に該当することとなった者（以下第七十五条までにおいて「沖縄居住者」という。）の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2　布令適用者（琉球所得税（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十四号）第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。）である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3　所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4　所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法（千九百五十二年立法第四十四号）第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5　第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることとなったため新たに同法第百六十五条に規定する非居住者に該当することとなった者（次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という。）の同法第百六十五条に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6　所得税法第四編第一章から第六章までの規定は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日（布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日）以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条　前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二章の規定の適用について準用する。

2　租税特別措置法第二章第一節の規定は沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法（千九百五十四年立法第三十七号）第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3　租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条　第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

（法人税に関する経過措置）

第七十六条　法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。）のうち、同法が沖縄に施行されることとなったために新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなったもの（以下次条までにおいて「沖縄法人」という。）の当該内国法人としての法人税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用する。

2　この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人（沖縄の法人税法（千九百五十三年立法第二十二号）第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。）又は協同組合等（同立法第十二条第七項に規定する法人をいう。）で、同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税法の規定を適用する。

3　この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人（以下次条までにおいて「外国法人」という。）の沖縄源泉所得（法人税法第百三十八条に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日前において法人税法が沖縄に施行されていたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもののうちその源泉が沖縄にあったものをいう。）に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外国法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条　前条の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る租税特別措置法第三条の規定の適用について準用する。

2　租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額について、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3　租税特別措置法第三十条第六項の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る同項の規定に該当する資産の譲渡（同項の規定による譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（相続税等に関する経過措置）

第七十八条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）が沖縄に施行されることとなつたときの新たに同法の施行地に住所を有する者に該当することとなつた者（以下次条までにおいて「沖縄居住者」という。）の同法第一条第一号又は第二条の二第一号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産について適用する。

2　前項の規定の適用を受ける沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年十月一日」とする。

3　前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に所在しないものの（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

第七十九条　前条の規定は、沖縄居住者又は同条第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定の適用について準用する。

（内国消費税等に関する特例）

第八十条　沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響

第七十八条　沖縄県の区域における酒類、料理店その他これらに類する飲食のうち、主として外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する当該区域に入港するその他の旅客に酒類を提供する施設として政令で定めるところにより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類（酒税法別表第三条第九号に規定するウイスキー類をいう。）、政令で定めるところにより、大蔵大臣の定める数量の範囲内において沖縄県知事が行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）をこの法律の施行の日から起算して五年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒税を軽減する。

4　税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（酒類、砂糖類、揮発油又は物品税法第一条に規定する物品をいう。以下第八十一条までにおいて同じ。）の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

5　前項の命令を受けた者は、同項の課税物品をその製造場から移出し又は保税地域から引き取る時までに、当該課税物品又は当該課税物品の容器若しくは包装の見やすい適所に同項の表示をしなければならない。

6　第一項第一号又は第五号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所管税務署長の確認を受けなければならない。

7　第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

8　税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

9　第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十一条　前条第一項の規定による内国消費税（酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。）の徴収又は免除を受けた課税物品（当該税免を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖以外の飲食物で政令で定めるもの（以下この項において「菓子等」という。）を含む。）を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を当該課税物品（当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているこれらの重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。）の製造者と、当該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

2　前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合には、その者を酒類製造者と、同項の施設を酒類製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3　前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が移出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十条第一項、揮発油税法第十条第一項、地方道路税法（昭和三十年法律第百号）第七条第二項又は物品税法第二十九条第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から

製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る物品税の免除に関する措置

六　入場税　沖縄県の区域内における入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第一条第一項に規定する興行場等への入場に係る同条第三項に規定する入場料金のうち、この法律の施行の日から起算して五年以内に領収される入場料金で政令で定める金額以下のものに係る入場税の軽減に関する措置

2　沖縄県の区域において自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第二条第一項に規定する自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車で、その使用の本拠が当該区域内にあるものについては、同法の規定は、昭和四十七年十一月三十日までは適用しない。

3　沖縄県の区域内にある酒場、料理店その他これらに類する施設のうち、主として外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号に規定する当該区域に入港するその他の旅客に酒類を提供する施設として政令で定めるところにより沖縄県知事の指定を受けた施設の経営者が、当該施設において客の飲用に供する目的でウイスキー類（酒税法別表第三条第九号に規定するウイスキー類をいう。）、政令で定めるところにより、大蔵大臣の定める数量の範囲内において沖縄県知事が行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）をこの法律の施行の日から起算して五年以内に保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、当該引取りに係る酒税を軽減する。

4　税務署長又は税関長は、第一項の規定の適用を受ける課税物品（酒類、砂糖類、揮発油又は物品税法第一条に規定する物品をいう。以下第八十一条までにおいて同じ。）の製造者又は当該課税物品を保税地域から引き取ろうとする者に対し、政令で定めるところにより、当該課税物品が同項の規定の適用を受ける物品である旨を表示すべきことを命ずることができる。

5　前項の命令を受けた者は、同項の課税物品をその製造場から移出し又は保税地域から引き取る時までに、当該課税物品又は当該課税物品の容器若しくは包装の見やすい適所に同項の表示をしなければならない。

6　第一項第一号又は第五号の指定を受けようとする者は、当該製造場に係る製造設備の能力その他の政令で定める事項につき、政令で定めるところにより、当該製造場の所在地の所管税務署長の確認を受けなければならない。

7　第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

8　税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合には、その指定を取り消すことができる。

9　第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

10　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十一条　前条第一項の規定による内国消費税（酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。）の徴収又は免除を受けた課税物品（当該税免を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖以外の飲食物で政令で定めるもの（以下この項において「菓子等」という。）を含む。）を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を当該課税物品（当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれているこれらの重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。）の製造者と、当該積込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

2　前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途以外の用途に供し、又は譲り渡した場合には、その者を酒類製造者と、同項の施設を酒類製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3　前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が移出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十条第一項、揮発油税法第十条第一項、地方道路税法（昭和三十年法律第百号）第七条第二項又は物品税法第二十九条第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から

当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ、提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条　沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に関する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品について、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一　当該指定物品にあつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令（この法律を除く。）の規定により計算した関税及び内国消費税の額の合計額からこれらの法令に相当する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額

二　当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

（関税等に関する特例）

第八十三条　その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの（次条において「沖縄の関税率」という。）に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一　その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二　沖縄県の区域において主として小規模企業者により営まれている製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行なう割当てを受けた当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限る。）

2　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3　第一項第二号の主務大臣の行なう割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわせることができる。

4　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十条の二第二項及び第三項の規定は第一項第二号又は第二項の規定により関税をを軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途（政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む。）以外」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

第八十四条　その輸入につき課される関税の税率が沖縄の関税率に比し著しく高くなる物品のうち、ランチョンミートその他の政令で定める物品で沖縄県の区域内にある一般消費者の生活の用に直接供されるものについては、税関長の承認を受けた卸売業者（次項において「承認卸売業者」という。）によりこの法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2　税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3　関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替えるものとする。

第八十五条　沖縄県の区域から出域する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に関する法令（次条において「本邦の関税法等」という。）の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令（次条において「沖縄の関税関係法令等」という。）の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもののうち輸入に係るウイスキーその他の政令で定めるもの（以下この項において「指定物品」という。）を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの（以下この条において「承認小売業者」という。）が、政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者（政令で定める者に限る。）により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品（政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限る。）について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

2　前条第二項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条　この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課された、又は課されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令に相当する沖縄法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条　偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の違反行為については、関税法第百十条の規定は、適用しない。

3　第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第八十三条第四項において準用する関税定率法第十三条第六項の規定に違反した者

二　第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税定率法第二十条の二第二項の規定に違反した者

5　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6　関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯則事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯則事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（国税に関する経過措置等についての政令への委任）

第八十八条　第七十二条から前条までに定めるもののほか、国税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる国税に関する

非項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（祝因貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条　国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに対し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一　祝因貨物取扱人（千九百五十六年立法第六十号）第十一条の規定により祝因貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「祝因貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その者が当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二　祝因貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、雇傭を余儀なくされることとなるもの。

2　廃止業者が前項の給付金の支給を受けた場合には、第八十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条　この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から返還を受けた財産で政令で定めるもの及び公有又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2　沖縄県の区域内に所在する国有財産法（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財産法（大正十年法律第四十二号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人で宗教法人法第四条の宗教法人となつた者を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

3　沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際現に政府、沖縄県の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められている財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これらの者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売払いの特例）

第九十一条　国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日前から引き続いて沖縄県の区域において貴金属製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で売り払うことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の届出等）

第九十二条　この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条第一項第三号に規定する投資顧問契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他主務大臣が政令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間において締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該投資顧問契約を同日以後六月をこえる回数締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六日以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければならない。

2　この法律の施行の際沖縄法人（沖縄法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。）の株式若しくは持分（外資に関する法律第三条第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。）沖縄法人の発行した社債又は沖縄居住者に対する貸付金債権（この法律の施行の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下であるものその他当該社債又は貸付金債権の発行、外国為替及び外国貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際間資金移動の決済のためのものであることが明らかなものを除く。）を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、社債又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる回引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

3　主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができる。この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時において当該株式又は持分の所有により沖縄法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖縄法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

4　外資に関する法律第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三条　前条第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

2　外資に関する法律第十九条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第五節　文部省関係

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十四条　この法律の施行の際沖縄の学校教育法（千九百五十八年立法第二号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2　この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球短期大学都を除く。）は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

（沖縄の学校の教職者の資格等）

第九十五条　沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を兼ね、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を兼ね、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2　昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在した校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを兼ね、又はその課程の一部を修了した者の資格に関し必要な事項は、文部省令で定める。

（私学共済組合法に関する特例等）

第九十六条　沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2　前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖縄私学共済組合の成立の際まで引き続いている期間に限る。）は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3　沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4　第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額とのバランスを考慮して、その一部を減額することができる。

5　前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6　沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二　この法律の施行の日前の期間に係る臨時給与に関する事項

三　この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四　この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（著作権法に関する経過措置）

第九十七条　琉物に沖縄において発行された著作物（琉物に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖縄において発

以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

3　主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができる。この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時において当該株式又は持分の所有により沖縄法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖縄法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

4　外資に関する法律第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三条　前条第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

2　外資に関する法律第十九条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第五節　文部省関係

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十四条　この法律の施行の際沖縄の学校教育法（千九百五十八年立法第二号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2　この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球短期大学都を除く。）は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

（沖縄の学校の教職者の資格等）

第九十五条　沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を兼ね、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を兼ね、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2　昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在した校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを兼ね、又はその課程の一部を修了した者の資格に関し必要な事項は、文部省令で定める。

（私学共済組合法に関する特例等）

第九十六条　沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2　前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖縄私学共済組合の成立の際まで引き続いている期間に限る。）は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3　沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4　第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額とのバランスを考慮して、その一部を減額することができる。

5　前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6　沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二　この法律の施行の日前の期間に係る臨時給与に関する事項

三　この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四　この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（著作権法に関する経過措置）

第九十七条　琉物に沖縄において発行された著作物（琉物に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖縄において発

行された物を含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖縄の著作権法（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の全部が消滅している物（この法律の施行の際著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中著作権に関する規定は、適用しない。

2　最初に沖縄において発行された著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3　著作権法の施行前に沖縄において発行された沖縄の著作権法の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖縄の著作権が存するもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七条及び第八条並びに同法附則第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作隣接権に関する規定（同法第九十五条及び第九十七条の規定を含む、同法第百一条の規定を除く。）を適用する。

4　前項に規定する実演又はレコードに係る著作権法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において現存する期間（これらの期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの期間）とする。

第九十八条　この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作者人格権又は著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害することとなるべきものをこの法律の施行後に頒布する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に譲渡する行為により生じた効力を妨げない。

2　知つて頒布する行為が、著作権法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

2　この法律の施行前に沖縄における著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る著作隣接権若しくは映像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作隣接権を侵害することとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3　この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けておらず、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該区域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権、出版権又は著作隣接権を侵害することとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該区域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

第九十九条　この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する著作物でこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについては、同法第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

2　著作権法第二十九条に規定する版画の著作物で前項に規定する著作物に該当するものの著作権の期限については、なお沖縄の著作権法の規定の例による。

3　著作権法の規定は、写真の著作物で第一項に規定する著作物に該当するものの著作権の期限について沖縄の著作権法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

4　二人以上の者が共同して創作し、かつ、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができる著作物で、第一項に規定する著作物に該当するものについては、沖縄の著作権法第十三条第一項及び第三項の規定は、法律としての効力を有する。

5　前項に規定する著作物は、著作権法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

6　第四項の規定は、この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する実演又はレコードでこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについて準用する。

第六節　厚生省関係

（介輔）

第百条　介輔（この法律の施行の際沖縄県令による介輔をいう。以下この条において同じ。）は、医師法（昭和二十三年法律第一百一号）第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2　この法律の施行の際沖縄法令により認められた地域（前項の規定により沖縄県知事が指定した地域を除く。）においてその業務を行なつている介輔については、その者が引き続き当該地域においてその業務を行なう場合に限り、当該地域を前項の規定により沖縄県知事が指定した地域とみなして、同項の規定を適用する。

3　介輔については、医師法第七条（第三項後段及び第四項を除く。）、第十九条から第二十四条の二まで、第二十二条及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消す	業務を禁止する
第七条第二項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消す	業務を禁止し
第七条第三項	取消処分	禁止処分
	再免許を与える	その禁止処分を取り消し
第七条第五項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
	審議会若しくは委員又は医師	職員
第七条第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十二条第一号	第七条第一項	第七条第一項の規定による届出をした者が沖縄県の区域以外の地域において業務を行なつた場合に限る。
第三十三条	、第十二条から第十四条まで又は第十二条から第十四条まで	、第十二条から第十四条まで
	は第三十二条第一号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。	は第三十二条第一号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

4　刑法第百三十四条第一項、第百六十条及び第百十四条の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。

5　介輔が行なう業務に関して医療法（昭和二十三年法律第一百五号）第六十九条の規定を適用する場合においては、同条第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは「介輔」と、同項第二号の規定は、適用しない。

6　介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のための業務を行なう場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三条第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七条第一項及び第二項中「医師及び歯科医師」とあり、同法第八条、第十二条第一項、第十五条第一項及び第七十三条第一項中「医師」、歯科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、同法第六十九条第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

7　医療法第五条及び第七十二条から第七十四条まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第五項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
	審議会若しくは委員又は医師	職員
第七条第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十二条第一号	第七条第一項	第七条第一項の規定による届出をした者が沖縄県の区域以外の地域において業務を行なつた場合に限る。
第三十三条	、第十二条から第十四条まで又は第十二条から第十四条まで	、第十二条から第十四条まで
	は第三十二条第一号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。	は第三十二条第一号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。
第七十二条第一号	第第六十九条第一項若しくは第六項第三号	第第六十九条第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは「介輔」と、同項第二号の規定は、適用しない。

第七十三条第一項	第五条第一項	第七条第一項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。
第七十四条第一号	第八条から第十一条まで	九十九条第一項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

8　沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9　第六項に規定する場所については、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10　政令で定める法律の規定（公衆衛生に関する法律の規定及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

（歯科介輔）

第百一条　歯科介輔（この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔である者をいう。以下この条において同じ。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項において準用する同法第十条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2　歯科介輔については、歯科医師法第七条（第三項後段及び第四項を除く。）、第十九条から第二十三条の二まで、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。この場合において、第三十条及び第三十一条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条第一項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消す	業務を禁止する

3　前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「「医師」」とあるのは、「「歯科医師」」と読み替えるものとする。

（准看護婦に関する特例）

第百二条　公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（千九百六十八年立法第百四十九号。以下この条において「立法第百四十号」という。）附則第十三条第一項の規定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定することに従する准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条の規定にかかわらず、沖縄県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。

2　前項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者に係る准看護婦の免許は、沖縄県知事が与える。

3　前項の規定により免許を受けた准看護婦は、沖縄県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六条に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

第七条第一項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消し	業務を禁止し
第七条第三項	取消処分	禁止処分
	再免許を与える	すその禁止処分を取り消
第七条第五項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
	審議会若しくは吏員又は医道審議会の委員	職員
第七条第七項	厚生大臣	沖縄県知事
第三十条第一号	第七条第二項	第七条第一項
第三十一条	、第第二十条、第十三条	、第第二十条、第十一条又
	二第で第特又十三十二条第百第百第百第百別	用二第沖縄県知事に関する第八項の規定による第三十七条第一項で準用する第七条第一項の規定による指示に従わないこと又は第七条第一項の規定による指示に従わないこと又は第七条第一項の規定による指示に従わないこと又は

厚生年金保険法又は国民年金法の相当規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

4　沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び短期給付金の額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）及び厚生年金通則法（昭和三十六年法律第百八十二号）の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

5　沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　この法律の施行の日前に生じた被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の側別の変更に関する事項

二　この法律の施行の日前の期間に係る厳船報酬に関する事項

三　この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四　この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

第七節　農林組織等

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第百五条　次の各号に掲げる者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項第二号、第三号又は第四号に掲げる者とみなす。

一　沖縄政令の規定（第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる沖縄政令の規定を含む。以下この条において「同」。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

二　沖縄政令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

三　選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

（農林共済組合法に関する特例等）

第百六条　沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は在意雇組織組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は在意雇組織組合員であつた期間とみなす。

2　沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員となつた者につき沖縄農林共済組合附則第五条の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十二年二月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いている期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3　沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4　第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間に有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5　前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6　沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一　この法律の施行の日前に生じた組合又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二　この法律の施行の日前の期間に係る農業給与に関する事項

三　この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四　この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（農業者年金基金法に関する特例）

第百七条　沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、当該区域における農業経営の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2　前項に定めるもののほか、沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法による経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他これらの者に係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（小作地所有権に関する特例）

第百八条　沖縄県の区域内にある小作地については、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2　沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六条第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。）」とする。

3　沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所地の属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所地が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域を新たに市町村として農林大臣の指定するもののその新たに市町村の区域内にある場合には、農地法第六条第一項の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内にある小作地とする。

4　沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十九年七月一日以後この法律の施行の日の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人（この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所地の属する市町村の区域内にない個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人にあつては、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。）若しくはその一般承継人（この法律の施行の日以後の住所地がその移転前の住所地の属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）若しくはこれらの半帯貫（農地法第二条第六項に規定する半帯貫をいう。）である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所地の属する市町村の区域内に所有していた小作地（農地法第七条第一項第一号から第十六号までに掲げる小作地を除く。）であつて、その面積の合計が一ヘクタール（農地法第六条第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の属する市町村から承継した一般承継人（その承継の時以後の住所地がその小作地のある市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）がその承継後引き続き所有している小作地（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）は、農地法第六条第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができる。

5　農地法第九十条第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は前三項の場合に準用する。

6　この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に関する法律の規定により設けられる農業委員会の委員の選挙により農業委員会が成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

（種苗の登録名称使用に関する特例）

第百九条　沖縄において、昭和四十五年六月十六日以前からこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際現に有する種苗の名称を使用し、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合においては、その出願に係る当該登録の後）も、農産種苗法第十条第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

（食糧管理法に関する特例等）

第百十条　沖縄県の区域においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定若しくは農林省令で指定する物は、当分の間、適用しない。

第百十一条　政府は、当分の間、琉球の管轄内において、沖縄県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合で、政令で定めるところにより、沖縄産米穀でこの法律の施行の日の属する年以後の生産のものをその生産者から一定価格を下らない価格で買い入れ、かつ、その買入れに係る沖縄産米穀を売り渡す業務を行なうものとして、政令で定めるところにより、その業務を行なうものに対し、政令で定めるところにより、その業務を行なうために必要な資金の貸付けをすることができる。

による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（農

の実施によつて生ずる損失の補てんに充てるための交付金を交付することができる。

2　前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の政令で定める一定年間に生産される米穀については、政令で定めるところにより、種作振興法（千九百六十五年立法第五十七号）第十五条第一項の規定に基づき定められた沖縄産米穀の買入米価格（食糧管理法第三条第二項の規定により定められる米穀の買入れの価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参酌して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基礎として、その額をこれに乗じ又は加えることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基礎として、それぞれ農林大臣が定める。

第百十二条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）においてその売渡しの価格は、同条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第一号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものの額に相当する額からその売渡しに係る米穀を沖縄県の区域において販売するに要する運搬的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り渡す場合にあつては、沖縄において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基礎として、この法律の施行後における米穀の本土売渡価格（食糧管理法第四条第二項の規定により定められる米穀の売渡しの価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）においてその売渡しの価格は、同条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第一号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものの額に相当する額からその売渡しに係る米穀を沖縄県の区域において販売するに要する運搬的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り渡す場合にあつては、沖縄において米穀の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米穀については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額をそれぞれ基礎として、この法律の施行後における米穀の本土買入価格（食糧管理法第四条第二項の規定により定められる米穀の買入れの価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参酌して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるように、その額をこれに乗じ又は加えることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基礎として、それぞれ農林大臣が定める。

第百十三条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）においてその売渡しの価格は、同条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、飯用米穀として売り渡す場合にあつては、米穀の管理及び価格安定に関する立法（千九百六十五年立法第五十八号）第九条第一項第一号の消費者価格の最高限でこの法律の施行の際適用されているものの額に相当する額からその売渡しに係る米穀を沖縄県の区域において販売するに要する運搬的な費用の額を控除して得た額を、加工又は製造の原材料用麦として売り渡す場合にあつては、沖縄において麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（食糧管理法第四条ノ三第二項の規定により定められる麦の買入れの価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに乗じ又は加えることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定におかれまして、麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（食糧管理法第四条ノ三第二項の規定により定められる麦の買入れの価格をいう。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに乗じ又は加えることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定におかれまして、麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が麦の本土売渡価格に一致することとなるように、その額をこれに乗じ又は加えることを旨として、農林大臣が定める。

第百十三条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定におかれまして、麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の一定年間の経過後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定におかれまして、麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

第百十三条　この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合における その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定におかれまして、麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入に要した運賃その他の諸経費の額を加えて得た額）に相当する額を基礎として、この法律の施行後における麦の本土買入価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参酌して、農林大臣が定める。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十六条　第百十四条の規定に違反して買収をし、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

（森林国営保険法の適用延期）

第百十七条　沖縄県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第一十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（漁区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する暫定措置）

第百十八条　第百五条各号に規定する者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第一号に規定する者とみなす。

第八節　酒類産業等関係

（特許法に関する特例）

第百十九条　この法律の施行前にした特許出願に係る発明の施行の際沖縄にある物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内にある場合に限る。

2　この法律の施行前に沖縄において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十九条中「現に日本国内において」とあるのは、「沖縄において」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権については、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

3　昭和四十六年十月一日（第百二十二条及び第百二十三条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていたもの（次項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許権発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法（千九百六十一年法律第十六号）の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自己その発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

4　前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5　特許法第九十九条第一項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。

（実用新案法に関する特例）

第百二十条　前条の規定は、実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）を沖縄に適用する場合に準用する。

（意匠法に関する特例）

第百二十一条　この法律の施行前に沖縄において意匠に類似する意匠の実施である事業又はそのこれに類似する意匠の実施である事業の準備がされていた場合には、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第二十九条中「現に日本国内において」とあるのは、「沖縄において」とあるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていた者又はその事業の準備をしていた者は、その実施又は準備をしている」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権については、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百十六条　第百十四条の規定に違反して買収をし、又は対価を支払い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

（森林国営保険法の適用延期）

第百十七条　沖縄県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第一十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（漁区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する暫定措置）

第百十八条　第百五条各号に規定する者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第一号に規定する者とみなす。

第八節　酒類産業等関係

（特許法に関する特例）

第百十九条　この法律の施行前にした特許出願に係る発明の施行の際沖縄にある物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内にある場合に限る。

2　この法律の施行前に沖縄において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十九条中「現に日本国内において」とあるのは、「沖縄において」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖縄においてその発明の実施である事業をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許

基準日以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていたもの（以下この項において「意匠実施者」という。）は、その実施をしていた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事業を知りながら当該事業を開始したとき（意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知り得た者である場合を除く。）は、この限りでない。

4　意匠法による通常実施権とみなす。

3　前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、

4　第百十九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

（商標法に関する特例）

第百一十三条　この法律の施行前に沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がされていた場合には、商標法（昭和三十四年法律第百一十七号）第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていた」と読み替えて同項の規定を適用する。

2　この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者であって、その使用をしていた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものと誤認されていたときは、その商標登録出願の際現に沖縄において他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がされていたと読み替えて同項の規定を適用する。

3　この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用をしていた者であって、その使用をしていた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものと誤認されていたときは、その商標登録出願の際現に沖縄において他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がされていたと読み替えて同項の規定を適用する。

4　商標法第三条の規定は、前項の規定による効力を有する場合について準用する。

（自動車の検査に関する特例）

第百一十三条　沖縄県の区域内に使用の本拠を有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下この節において「車両法」という。）第十三条第一項に規定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者が同法第六十二条の規定による継続検査を受ける場合において次項の規定による指定検査人検査合格証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する現示があるものとみなす。

2　この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法（千九百五十四年法律第四十五号。以下この節において「沖縄車両法」という。）第五十四条の規定による指定を受けている検査人（以下この節において「指定検査人」という。）は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間、前項に規定する自動車について指定検査人検査合格証を交付することができる。

3　指定検査人は、運輸省令で定めるところにより当該自動車が車両法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならない。

4　指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格票を交付しなければならない。

5　指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附されなければならない。

6　指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を収受する場合においては、車両法第百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。

7　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九条第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票の交付について準用する。この場合において、同法第四項中「運輸運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があった場合」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があった場合」と読み替えるものとする。

8　指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車が運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格票を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第百一十四条　指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査の業務を行なわなければならない。

2　指定検査人の禁止行為及び職務に従事する義務については、沖縄車両法第七十一条及び第七十三条の規定の例による。

3　運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九条第四項の規定、第一項の規定、前項において準用する車両法第七十二条の規定又は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合は、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人もつて同条の規定による処分をされていないものに対しても、同様とする。

4　車両法第百三条の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならない。

4　指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格票を交付しなければならない。

5　指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附されなければならない。

6　指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を収受する場合においては、車両法第百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。

7　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九条第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票の交付について準用する。この場合において、同法第四項中「運輸運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があった場合」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があった場合」と読み替えるものとする。

8　指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車が運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格票を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第百一十四条　指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査の業務を行なわなければならない。

2　指定検査人の禁止行為及び職務に従事する義務については、沖縄車両法第七十一条及び第七十三条の規定の例による。

3　運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九条第四項の規定、第一項の規定、前項において準用する車両法第七十二条の規定又は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合は、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格票の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人もつて同条の規定による処分をされていないものに対しても、同様とする。

4　車両法第百三条の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

せず、又は虚偽の報告をした者

三　前条第一項において準用する車両法第百条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者

6　指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に関し、第三項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。

（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置）

第百二十七条　沖縄の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖縄自賠法」という。）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二条第二項に規定する自動車（第六項を除き、以下この節において単に「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この節において「沖縄責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けるべき損害をいう。以下この節において同じ。）のてん補に関する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に関する損害賠償については、自賠法の規定（第十六条の二、第十九条の二、第三条第五項及び第八十二条の二の規定を除く。）の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

2　沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、施行日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が保険者となり自賠法第十三条第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に関しては、同条第一項に規定する保険金額とし、施行日前に発生する自動車の運行による事故及び施行日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における施行日以後に発生する自動車の運行による事故に関しては、当該約定した保険金額とする。

3　沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額の支払を受け、又は被害者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六条第一項の規定により損害賠償の支払を受けたときは、被害者が保険金の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。

4　自賠法第七十三条、第七十六条第一項及び第七十七条の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第一項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替えるものとする。

5　沖縄責任保険契約による保険者がてん補すべき対物損害（自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けるべき対物損害の範囲に準ずるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6　第一項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第三条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものによる保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

7　沖縄責任保険契約の保険契約者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8　前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

第百二十八条　この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄自賠法第五条の規定の適用を受けていないものとしたものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約（沖縄責任保険契約を除く。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下

この条において「沖縄任意保険契約」という。）により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2　前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料のうち同項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されることに伴い減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3　沖縄任意保険契約（その保険者が自賠法第六条に規定する保険会社であるものに限る。）で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの（次項において「上乗せ保険契約」という。）の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補を目的とするときはこれを対人損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

4　前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴えなどに関する経過措置）

第百三十九条　沖縄の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、その免許とみなされる免許又はこれに係る業務に関し、海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に対しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2　前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対しては、この法律の施行の際沖縄県の区域において海難審判法の規定が適用されていない場合に限り、海難審判庁がした裁決に対する訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判庁がした裁決に対する訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。

3　前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。

4　第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。

5　前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。

6　第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該審判について海難審判法の規定により審判を行なわなければならない。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7　前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8　第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9　第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項第一項に海難審判法第五十三条第一項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10　海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

第十章　郵政省関係

（公衆電気通信法に関する特例）

第百三十条　昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における裁判外、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは二加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までの間に行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料金種別	料金額
一　県独電話に係るもの	一加入電話ごとに　三万円
二　共同電話に係るもの	
イ　ロに掲げるもの以外のもの	一加入電話ごとに　二万円
ロ　その電話機の数が三個以上である場合（ロに掲げる場合を除く。）又は同一の電話機に係るものの数が二個である場合	一加入電話ごとに　一万円
三　及び構内交換設備に係るもの（構内交換設備を除く。）	一加入電話ごとに　三万円

（電波法に関する特例）

第百三十一条　琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定するサイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に準ずる取扱を含む。）の定めるところによる。

第百三十二条　昭和四十六年六月十七日において琉球列島電気事務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島電気事務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつているものは、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2　前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつている場合には、その者は、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3　この法律の施行の際琉球列島電気事務官の免許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を

第　項の規定により、当該届出に係る事實（第一項の郵政省令で定める事實をいうのとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4　この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5　この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九条の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

6　前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四条　この法律の施行前に沖縄の放送法第二十条の規定による届出をした者が、この法律の施行の際当該届出に係る受信料を徴収しているものは、この法律の施行の日に放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十二条第一項若しくは次の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第百三十五条　沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実績及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第百三十六条　郵政大臣は、第百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告を、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節　労働者関係

（労働条件に関する経過措置）

第百三十七条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十三年立法第四十四号）第八条の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第十二条第一項の規定の例により、解雇事由を請求することができる。

第百三十八条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法第十条の規定又は琉球人雇用者に対する労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」という。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を繰越することができる。

第百三十九条　この法律の施行の際布令第百十六号の適用をうけている雇用者であつて、この法律の施行後引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条第一項の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

第百四十条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されておらず、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるものは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第百四十一条　第百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用について、同法の規定とみなす。

（労働者災害補償保険法に関する経過措置等）

第百四十二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働基準法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、なお適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第　項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4　この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府から開設している無線局又は琉球列島電気事務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第百二十九号）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社若しくは琉球通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き当該無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日に、当該無線局について電波法第百四条第一項の規定により読み替えられる同法第四条第一項の郵政大臣の系譜又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた系譜又は免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

5　前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。

6　第一項及び第二項の場合においては、電波法第百四条の二の規定の例により、当該実績による放送又は日本語による放送について放送事項の内容その他電波及び放送の規律に関する事項の適正な履行を確保するために必要な条件を附することができる。

第百三十三条　前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、電波法第十四条第一項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局でもある場合には、同項第一号から第四号まで及び第六号から第十一号までに並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならない。

2　郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、その他特に必要があると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3　郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四条第一項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4　この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5　この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九条の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

6　前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四条　この法律の施行前に沖縄の放送法第二十条の規定による届出をした者が、この法律の施行の際当該届出に係る受信料を徴収しているものは、この法律の施行の日に放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十二条第一項若しくは次の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第百三十五条　沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実績及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第百三十六条　郵政大臣は、第百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告を、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節　労働者関係

（労働条件に関する経過措置）

第百三十七条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十三年立法第四十四号）第八条の事業又は事務所に使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第十二条第一項の規定の例により、解雇事由を請求することができる。

第百三十八条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法第十条の規定又は琉球人雇用者に対する労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」という。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を繰越することができる。

第百三十九条　この法律の施行の際布令第百十六号の適用をうけている雇用者であつて、この法律の施行後引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条第一項の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

第百四十条　この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されておらず、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるものは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第百四十一条　第百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用について、同法の規定とみなす。

（労働者災害補償保険法に関する経過措置等）

第百四十二条　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働基準法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第百四十三条　労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十号。次項において「布令第四十号」という。）の規定（第三章第五条及び第六条から第八条まで、第三章第一条、第四章第二十条、第五章第三条から第五条まで、第六章第六条及び第八条の規定を除く。）は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2　前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二号に定める各規定中がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

（失業保険に関する暫過措置）

第百四十四条　沖縄の失業保険法（千九百五十八年立法第五号。以下この条において「沖縄失保法」という。）の規定による被保険者（以下この条において「沖縄失保法被保険者」という。）であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号。以下この条において「失保法」という。）に規定する被保険者（次項において「失保法被保険者」という。）となつたものに関する失保法の規定の適用については、沖縄失保法の規定によらない被保険者期間（この法律の施行の日前に沖縄失保法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖縄失保法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定による難職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る難職の日以前の被保険者期間を除く。）は、失保法の規定による被保険者期間とみなす。

2　この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に沖縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に難職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3　この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者である者（次項の規定により難職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4　この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において業務上の事故に係る災害補償について沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有している場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日に沖縄失保法第三条第二項に規定する難職があつたものとみなす。

5　沖縄失保法の規定による日雇労働被保険者であつた者に関する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

6　この法律の施行の日の属する月の翌月以後に失業した失保法に規定する日雇労働被保険者であつて、当該失業の日の属する月の前二月間にもつぱら沖縄における適用事業（この法律の施行の日の属する月前の月については、沖縄失保法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに関する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（亜熱帯難職者に関する暫過措置）

第百四十五条　この法律の施行の際亜熱帯難職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号。以下この条において「沖縄亜難職者法」という。）第二条に規定する亜熱帯難職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」という。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該亜熱帯難職者である者のうち沖縄亜難職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍離職者法第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条までで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

（緊急失業対策法の効力等に関する暫過措置）

第百四十六条　この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前三月間に十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定める特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用により特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用について特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用について、同条に規定する土地区画整理に関する暫過措置）

第百四十七条　この法律の施行の際沖縄の土地区画整理法施行法（千九百六十九年立法第七十八号）第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法（千九百五十三年立法第三十四号）第十三条の規定による換地処分の公告とされている土地区画整理法（昭和四十二年法律第百一号）第三条第四項

県の区域には、適用しない。

第十三節　自治管理

（沖縄の合併市町村等に関する財政援助その他の措置）

第百五十条　国は、沖縄の市町村でこの法律の施行の際沖縄の市町村合併促進法（平九百五十六年立法第八十四号）第二条第二項の合併市町村であるものに対し、政令で定める期間内に限り、同法第十三条、第十五条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

2　国は、沖縄県の区域内の市町村が政令で定める日までの間において市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第二条第一項の市町村の合併をし又はしようとする場合には、同条第二項の合併市町村及び市町村の合併をしようとする市町村に対し、政令で定める期間内に限り、沖縄の市町村合併促進法第十三条、第十五条、第二十三条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

（沖縄県の職員等の給与に関する暫定措置）

第百五十一条　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、この法律の規定により当該地方公共団体の職員となる者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の職員となる際その者の受けていた給料の額に達しないこととなる場合その他の場合で政令で定める場合においては、当分の間、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

2　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

3　地方自治法第二百四条第三項の規定は、前二項に規定する特別の手当について適用する。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する暫定措置）

第百五十二条　次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）」と、「同法の規定」とあるのは「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

一　張線政府の職員で第二十二条の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となるもの

二　張線政府の職員のうち、この法律の施行前に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時において地方公共団体又はその職員公行なう事務に相当する事務を行なっていたもの

三　前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

（公職選挙法に関する暫定措置）

第百五十三条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九条及び第十条に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一　次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定（第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。）の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者（選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。）　その執行を終わるまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二　沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者　当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三　第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪（以下この号において「沖縄選挙犯罪」という。）のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者　それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間に相当する間

2　前項第三号に掲げる者については、裁判所は、裁判により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二条第四項の規定の例により、同号に規定する期間の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告となす。

（張線政府税の承継等）

第百五十四条　この法律の施行の際張線政府が布している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により張線政府が課した、若しくは課すべき、又は納付すべき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める張線政府税（以下この条において「張線相当張線政府税」という。）に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2　地方税法の規定で政令で定めるものは、張線相当張線政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は納付すべき市町村税（これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。）に係る徴収、滞納処分、納付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中非業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3　県税相当張線政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定が、前項の規定によりこれらの税に適用される地方税法の規定に相当する規定以外の規定（罰則を含む。）は、本邦の法令としての効力を有する。

（地方税法に関する経過措置）

第百五十五条　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税（以下この項において「法人の住民税」という。）について地方税法及びこれに基づく命令の規定が適用される場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は存続による清算所得に対する法人の住民税を課される法人の住民税（清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。）について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の翌日において解散したものとみなす。

2　沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は存続による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税について、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

3　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税について、条例で定めるところにより、当該各号に定める事を地方税法に規定する税等として、これらの税を課するものとする。

一　昭和四十七年度から昭和五十年度までの各年度分の自動車税　沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを年度毎又は引き上げ、昭和五十一年度（パスに以外の自動車においては、昭和四十九年度）において地方税法第四十七条第二項各号に規定する税率となるように政令で定める率

二　この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油引取税　沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三　昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百三十八条に規定する過誤納手当等に係る所得割　沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める率

四　昭和四十七年度分の固定資産税　沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める率

五　昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税　沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを年度毎又は引き上げ、昭和四十

る期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告となす。

3　第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告となす。

（張線政府税の承継等）

第百五十四条　この法律の施行の際張線政府が布している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により張線政府が課した、若しくは課すべき、又は納付すべき地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める張線政府税（以下この条において「張線相当張線政府税」という。）に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2　地方税法の規定で政令で定めるものは、張線相当張線政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は納付すべき市町村税（これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。）に係る徴収、滞納処分、納付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中非業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3　県税相当張線政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定が、前項の規定によりこれらの税に適用される地方税法の規定に相当する規定以外の規定（罰則を含む。）は、本邦の法令としての効力を有する。

（地方税法に関する経過措置）

第百五十五条　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税（以下この項において「法人の住民税」という。）について地方税法及びこれに基づく命令の規定が適用される場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は存続による清算所得に対する法人の住民税（清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。）について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

2　沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は存続による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税について、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

3　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税について、条例で定めるところにより、当該各号に定める事を地方税法に規定する税等として、これらの税を課するものとする。

一　昭和四十七年度から昭和五十年度までの各年度分の自動車税　沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを年度毎又は引き上げ、昭和五十一年度（パスに以外の自動車においては、昭和四十九年度）において地方税法第四十七条第二項各号に規定する税率となるように政令で定める率

二　この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油引取税　沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三　昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百三十八条に規定する過誤納手当等に係る所得割　沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める率

四　昭和四十七年度分の固定資産税　沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める率

五　昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税　沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを年度毎又は引き上げ、昭和四十

九年度において地方税法第四百四十四条第一項等に規定する税率となるように政令で定める等

六　この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税（特別徴収義務者が電気ガス税にあつては、当該期間において使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの）　基礎となる等を百分の一とし、これを毎年百分の二ずつ引き上げ、昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるように政令で定める等

4　沖縄県は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納税義務者のうち均等割のみの納税義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

5　沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄返還の規定による固定資産税の免税点の額を参酌して政令で定める額とする。

6　沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十五年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7　沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特種作業自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

8　沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する者に対する地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第一項の規定の適用については、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ（小売人から他の小売人に売り渡す製造たばこを除く。）」とし、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者に製造たばこを売ることにより会社が小売人に売り渡す製造たばこ」とみなす。以下同じ。）」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」と、同条第三項中「本数」とあるのは「本数として自治省令で定めるところにより算定した数量」と、同法第四百六十七条第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人（直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人をいう。）の営業所」とする。

9　沖縄県の区域内の市町村が、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業者である電気事業法第二条第一項に規定する一般電気事業者でみなされるものが供給する電気（供給時間に制限のあるものに限る。）に対しては、電気ガス税を課さないものとする。

10　沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第十七条から第三十条まで及び附則第三十四条から第三十六条まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

11　前各項に定めるものほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び沖縄税総所得金額等の算定、課税期間の過誤納等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

第九章　雑則

（政令への委任）

第百五十六条　この法律に定めるもののほか、本土法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2　この法律の施行後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3　前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の期間に定める期間よりも重くない範囲内において期間を設ける等、沖縄の復帰に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、期間を設けることができる。

（最高裁判所規則等への委任）

第百五十七条　この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

内閣総理大臣　佐藤栄作
法務大臣　福田一郎
外務大臣　大平正芳
大蔵大臣　水田三喜男
文部大臣　高見三郎
厚生大臣　斎藤昇
農林大臣　赤城宗徳
通商産業大臣　田中角栄
運輸大臣　丹羽雄哉
郵政大臣　瀬戸山三男
労働大臣　原健三郎
建設大臣　西村英一
自治大臣　渡辺三郎

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和四十六年十一月三十一日

内閣総理大臣　佐藤栄作

法律第百三十号

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律

目次

第一章　総理府関係（第一条―第十九条）
第二章　法務省関係（第二十条―第三十条）
第三章　外務省関係（第三十一条―第三十四条）
第四章　大蔵省関係（第三十五条―第四十四条）
第五章　文部省関係（第四十五条―第四十八条）
第六章　厚生省関係（第四十九条―第五十九条）
第七章　農林省関係（第六十条―第六十九条）
第八章　通商産業省関係（第七十条・第七十一条）
第九章　運輸省関係（第七十二条―第八十一条）
第十章　郵政省関係（第八十二条―第九十六条）
第十一章　労働省関係（第九十七条―第百三条）
第十二章　自治省関係（第百四条―第百九条）
第十三章　雑則（第百十条）
附則

第一章　総理府関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正）

第一条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改める。

（引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正）

第二条　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「及び沖縄事務局長」を削る。

第三条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、

沖縄県知事がした処分又は手続とみなす。

2　この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖縄非務局長に対してされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖縄県知事に対してされた手続とみなす。

（公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正）

第四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第五条の二第二項

（警察法の一部改正）

第五条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県　沖縄県」に改める。

（出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正）

第六条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百七条の二中「（出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。）」を削る。

（行政管理庁設置法の一部改正）

第七条　行政管理庁設置法（昭和三十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三　前条に定めるもののほか、当分の間、行政管理庁に、地方支分部局として、沖縄行政監察事務所を置く。

2　沖縄行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3　行政管理庁長官は、前項の事務のほか、沖縄行政監察事務所に、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理局の所掌する事務を分掌させることができる。

4　沖縄行政監察事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

5　沖縄行政監察事務所の内部組織は、政令で定める。

（元甫西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第八条　元甫西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、退職手当、死亡賜金」を削る。

第三条第三項中「将来その事務を引き継ぐ機関」を「これらの事務を引き継いだ機関」に、「所属する」を「所属していた」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　削除

第六条第四項を削る。

第六条の二第四項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条」を「第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「、第四条の二第一項」を「又は第四条の二第一項」に、「、共済組合法又は国家公務員退職手当法」を「又は共済組合法」に、「、官吏の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官吏の職員の共済組合又は退職手当」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで」、第六条又は第六条の二に改め、「、退職手当及び死亡賜金」を削る。

第十三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「、退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第九条　前条の規定による改正前の元甫西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下この条において「改正前の法」という。）附則第五項の年金、恩給又は退職手当等で、昭和四十七年三百三十一日以前に支払義務を生じるべきであつたものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

2　この法律の施行前に発令事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3　この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球諸島住民政府職員であつた者に係るものに関し、その勤続期間を計算するについては、なお改正前の法第八条第三項の規定の例による。

（南方同胞援護会法の廃止）

第十条　南方同胞援護会法（昭和三十一年法律第百六十号）は、廃止する。

第十一条　南方同胞援護会は、前条の規定の施行の時において解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時において、政令で定めるところにより、沖縄県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

2　南方同胞援護会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖縄開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して三月を経過する日とする。

3　第一項の規定により南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（沖縄における漁船遭難救助に必要な船舶及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止）

第十二条　沖縄における漁船遭難救助に必要な船舶及び本邦と沖縄との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律（昭和三十六年法律第四十五号）は、廃止する。

（宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止）

第十三条　宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律（昭和四十二年法律第百十一号）は、廃止する。

（沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の交付に関する特別措置法の廃止）

第十四条　沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の交付に関する特別措置法（昭和四十三年法律第六十二号）は、廃止する。

（沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止）

第十五条　沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律（昭和四十三年法律第七十号）は、廃止する。

（沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の廃止）

第十六条　沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和四十四年法律第四十七号。次条において「旧法」という。）は、廃止する。

第十七条　旧法の規定に基づき本邦の免許資格（旧法第二条第四号に規定する本邦の免許資格をいう。）を有する者で、この法律の施行の際当該免許資格に係る免許（これに類する処分を含む。）又は登録を受けているものは、前条の規定による旧法の廃止にかかわらず、当該免許資格を失わない。

2　前項に定めるもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律の廃止）

第十八条　沖縄における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の売渡しについての特別措置に関する法律（昭和四十四年法律第八十一号）は、廃止する。

（南方同胞援護会法の廃止に伴う沖縄開発庁設置法の一部改正）

第十九条　沖縄開発庁設置法（昭和四十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「南方同胞援護会法（昭和三十一年法律第百六十号）及び」を削る。

第二章　法務省関係

（検察庁法の一部改正）

第二十条　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二　弁護士となる資格を有する者で、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下「沖縄法令」という。）の規定による検察官、裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を超過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を超過する前に、司法修習生の修習課程と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格

を得た者については、その資格を得た後の在職の年数）は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2　沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球検察官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

3　沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二　沖縄法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第一項第一号の規定の適用については、公務員の職にあつたものとみなす。

（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正）

第二十一条　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二表宮崎地方裁判所の項の次に次のように加える。

那覇地方裁判所	那覇市

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように加える。

那覇家庭裁判所	那覇市

別表第四表高千穂簡易裁判所の項の次に次のように加える。

那覇簡易裁判所	那覇市
コザ簡易裁判所	コザ市
名護簡易裁判所	名護市
平良簡易裁判所	平良市
石垣簡易裁判所	石垣市

別表第五表福岡高等裁判所の項中「

高千穂	宮崎県の内 西臼杵郡

」を

「

高千穂	宮崎県の内 西臼杵郡

」

に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第二十二条　法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表三福岡法務局の項中「宮崎県」を「宮崎県　沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

那覇地方法務局	那覇市		沖縄県

別表四宮崎刑務所の項の次に次のように加える。

那覇	那覇	沖縄県の内 那覇市　浦添市 島尻郡の内 豊見城村　南風原村　東風平村 村　与那原町　佐敷村　知念村　玉城村　大里村　具志頭村　糸満町　粟国村　渡名喜村　座間味村　伊是名村　伊平屋村 中頭郡の内 西原村 コザ	沖縄県の内 コザ市　石川市　宜野湾市　具志川市 中頭郡の内 美里村　与那城村　勝連村　北谷村　読谷村　中城村　北中城村
名護	沖縄県の内 名護市　国頭郡 島尻郡の内 伊是名村　伊平屋村	平良	沖縄県の内 平良市　宮古郡
石垣	沖縄県の内 石垣市　八重山郡		

別表五福岡高等裁判所の項中

高千穂	宮崎県の内 西臼杵郡

」を

「

那覇地方裁判所	那覇市
石垣簡易裁判所	石垣市
平良簡易裁判所	平良市
名護簡易裁判所	名護市
コザ簡易裁判所	コザ市
那覇簡易裁判所	那覇市

」

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように加える。

那覇家庭裁判所	那覇市

別表第四表高千穂簡易裁判所の項の次に次のように加える。

那覇簡易裁判所	那覇市
コザ簡易裁判所	コザ市
名護簡易裁判所	名護市
平良簡易裁判所	平良市
石垣簡易裁判所	石垣市

（判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正）

第二十三条　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則中第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下この条において「沖縄法令」という。）の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を超過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を超過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二条又は第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2　裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3　沖縄法令の規定による裁判官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4　沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは監務官の職にあつた年数については、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

第五条第一項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。

（沖縄関係事務処理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正）

第二十四条　沖縄関係事務処理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「琉球諸島及び南方諸島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）」を削る。

（国際港湾物品運送法の一部改正）

第二十五条　国際港湾物品運送法（昭和二十二年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十六条　この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船舶港又は他外港が国際港湾物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令（昭和二十一年政令第三百五十号）で定められていた地域にあるものについて、前条の規定による改正後の国際港湾物品運送法の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正）

第二十七条　小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和四十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

第二条第一項の改正規定を次のように改める。

題名中「「恩賞」を「恩給」に改める。

第一条を削る。

第二条見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。

（出入国管理令の一部改正）

第二十八条　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

一　細則係

（外国人登録法の一部改正）

第二十九条　外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

（公安調査庁設置法の一部改正）

第三十条　公安調査庁設置法（昭和二十七年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎地方公安調査事務所の項の次に次のように加える。

沖縄地方公安調査事務所	那覇市　沖縄県

別表第二九州公安調査局の項中「宮崎地方公安調査事務所」を「宮崎地方公安調査事務所　沖縄地方公安調査事務所」に改める。

第三章　外務省関係

（旅券法の一部改正）

第三十一条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

（旅券法の特例に関する法律の廃止）

第三十二条　旅券法の特例に関する法律（昭和四十二年法律第百三十七号）は、廃止する。

第三十三条　旧旅券法の特例に関する法律第三条第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五条又は第十条の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。この場合において、旅券法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百五号）による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、習熟発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2　旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

（沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止）

第三十四条　沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第四十号）は、廃止する。

第四章　大蔵省関係

（大蔵省設置法の一部改正）

第三十五条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「税関」を「税関等」に改める。

第四条第二十二号中「及び国税局」を「、国税局及び沖縄国税事務所」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2　前項に定めるものほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

「第二款　税関」を「第二款　税関等」に改める。

第二十三条中「税関」の下に「及び沖縄地区税関」を加える。

第二十四条に次の一項を加える。

2　沖縄地区税関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

第二十五条に次の一項を加える。

3　沖縄地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十五条の二中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を、「税関長」の下に「又は沖縄地区税関長」を加える。

第二十六条中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

第四十二条第二項中「国税局」の下に「及び沖縄国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるものほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

第四十三条に次の一項を加える。

2　沖縄国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

第四十四条に次の一項を加える。

4　沖縄国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を、「国税局長」の下に「又は沖縄国税事務所長」を加える。

第四十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4　当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を合わせものとする。

（たばこ耕作組合法の一部改正）

第三十六条　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「許可のあつた日」の下に「（沖縄県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日）」を加える。

（沖縄における産業の振興開発等に資するための振興資産に対する米穀の売渡しとについての特別措置に関する法律の廃止に伴う食糧管理特別会計法の一部改正）

第三十七条　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

附則第七項及び第八項を削る。

附則に次の一項を加える。

3　沖縄地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別会計法の一部改正）

第三十八条　失業保険特別会計法（昭和二十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う船員保険特別会計法の一部改正）

第三十九条　船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正）

第四十条　国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「沖縄その他」を「特別の事情により旅費の調査を要するものとして」に改める。

第四十一条　前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（特別調達資金設置令の一部改正）

第四十二条　特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「五十億円」を「九十億円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する暫行法の一部改正）

第四十三条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する暫行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二　地方の長期組合員であつた者に関する暫定措置等（第五十一条―第五十一条の三）」を「第九章の二　沖縄地方の長期組合員であつた者に関する暫定措置等（第五十一条―第五十一条の三）」に改める。

第九章の二　沖縄地方の長期組合員であつた者に関する暫定措置等

（定義）

第五十一条の四　この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別措置法　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）をいう。

二　沖縄の共済法　公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号。以下「公務員等共済法」という。）、公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第百五十五号。以下「公務員等施行法」という。）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号。以下「公立学校職員共済法」という。）及び公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十八年立法第百四十八号。以下「公立学校職員施行法」という。）をいう。

三　沖縄の組合員　沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員（公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）の規定の適用を受ける者を含む。）をいう。

四　復帰更新組合員　特別措置法の施行の日（以下「特別措置法の施行日」という。）の前日に沖縄の組合員であつた者（政令で定める者を除く。）で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五　退隠料、増加退隠料又は退職料等　それぞれ地方の施行法第二条第一項第十一号又は第十四号に規定する退隠料、増加退隠料又は退職料等をいう。

六　琉球政府等の職員　公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第一号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職していたこれらの職員のうち政令で定める者を除く。）をいう。

七　沖縄更新組合員　年金法の施行の日の前日に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

（特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱い）

第五十一条の五　沖縄の組合員であつた者のうち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により組合又は連合会が給付する。

2　前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十七条第一項又は公立学校職員共済法第六十七条第一項の退職一時金の支給を受けた者（政令で定めるものを除く。）その他これに準ずるものとして政令で定める者（前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、組合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

（恩給等の受給権の取扱い）

第五十一条の六　復帰更新組合員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2　復帰更新組合員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により退職として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）又は退職年金条例（元沖縄米軍雇員恩給制度の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法（千九百六十八年立法第七十八号）を含む。以下この項において同じ。）の規定による退隠料等（その者が退職年金条例の規定により退職として受ける退隠料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退隠料等で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一　増加恩給、増加退隠料、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利

二　特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退隠料を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して消滅させることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。）

3　前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその選択に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退隠料を受ける権利の裁定となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に算入しないものとみなす。

（旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い）

第五十一条の七　復帰更新組合員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金（その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたもの（政令で定めるものを除く。）を含む。）を受ける権利を有する者が、当該退職年金を受ける権利を有する者として、当該沖縄の退職年金条例の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給法の規定による給付とみなす。

4　沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものとみなして、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第九条（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出により法律中の相当する規定によつてした申出、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第一条第一項第一号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5　沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうちに、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6　第五十一条の二第五項又は第六項の規定、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第一号に掲げる給付を受けた同項第二号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一　普通恩給又はこれに相当する恩給年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第一項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

つたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2　復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組合員であつた間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受ける旨を希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

3　第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその選択に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する期間は、第七条第一項第一号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。

（沖縄の組合員であつた長期組合員等の取扱い）

第五十一条の八　沖縄の組合員であつた長期組合員に対する長期給付については、別段の定めがあるものを除く。その者が沖縄の組合員であつた間、長期組合員であつたものとみなして、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付は新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2　沖縄の組合員であつた長期組合員（沖縄の組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条及び第二十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」と、第二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とする。

3　琉球政府等の職員であつた長期組合員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第一条第一項第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給法の規定による給付とみなす。

4　沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するものの外、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものとみなして、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第九条（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出により法律中の相当する規定によつてした申出、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第一条第一項第一号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5　沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうちに、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6　第五十一条の二第五項又は第六項の規定、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七条第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第一号に掲げる給付を受けた同項第二号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一　普通恩給又はこれに相当する恩給年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第一項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二　旧法の退職年金若しくは廃疾年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合若しくは非常勤公務員の給付（これらの給付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）

（副看守長等である看視等の取扱い）

第五十一条の九　琉球政府が（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に衛視等となつたものが退職した場合において、副看守長等であつた間、衛視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用するとしたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2　前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十二条の十　この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の支給停止及び退職年金の額に関する経過措置その他退職給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第四十四条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の七及び第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の七及び第四十一条の八　削除

第五章　文部省関係

（日本育英会法の一部改正）

第四十五条　日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二を削る。

第四十六条　日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十号）の施行の日以後大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）若しくは大学院又は高等学校専門学校において学資の貸与を受けた者（同法の施行の際大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学しその在学期間中に学資の貸与を受けた者を含む。）が、修業後この法律の施行の日の前日までの間において、沖縄における日本育英会法第十六条ノ第四第一項に規定する教育又は研究の職に相当する職にあつたときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国立学校設置法の一部改正）

第四十七条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表琉球大学の項の次に次のように加える。

琉球大学	沖縄県	教育学部 法文学部 理工学部 保健学部 農学部

第三条の三第一項の表琉球大学附属大学部の項の次に次のように加える。

琉球大学附属大学部	沖縄県	琉球大学

第四十八条　この法律の施行の際沖縄の法令の規定による琉球大学又は琉球大学附属大学部に在学する者は、それぞれ前条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の表又は第三条の三第一項の表に規定する琉球大学又は琉球大学附属大学部の学生となる。

第六章　厚生省関係

（厚生省設置法の一部改正）

第四十九条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表及び第三十五条の表中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改める。

第三章第三節第二款中第三十六条を第三十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（九州地区医薬取締官事務所沖縄支所）

第三十六条　九州地区医薬取締官事務所のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区医薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

（医師法の一部改正）

第五十条　医師法（昭和二十三年法律第一百一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「沖縄地域（琉球諸島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域をいう。）にある病院又は」を削る。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第五十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第一百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第五十二条　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

第三十四条中「、都道府県知事その他政令で定める者」を「又は都道府県知事」に改める。

附則第四十項第一項、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第五十三条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四項から第二十六項までを削る。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第五十四条　引揚者給付金等支給法（昭和二十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第二十三条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

（未帰還者に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　未帰還者に関する特別措置法（昭和三十四年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

（戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五十六条　戦没者等の遺族に対する特別給付金支給法（昭和二十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）

第五十七条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五十八条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正）

第五十九条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とする。

第十五条中「その他政令で定める者」を削る。

第七章　農林省関係

（農林省設置法の一部改正）

第六十条　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

2　第十七条に次の一項を加える。

第十三条、第二十四条及び前項に規定するもののほか、当分の間、本省

の附属機関として、那覇植物防疫事務所を置く。

第二十一条の五第三項を次のように改める。

3　農林大臣は、熱帯農業研究センターの事務を分掌させたり、所要の地に熱帯農業研究センターの支所を設けることができる。

第二十一条の五第四項中「及び沖縄支所」を削り、「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加える。

第二十二条の六を削る。

第二十三条第二項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表福岡県の項中「国内植物検疫所」の下に「、沖縄県」を加える。

第二十七条の見出しを「（植物防疫所等）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　那覇植物防疫事務所は、前条第一項各号に掲げる事項を行う。

2　次の機関とする。

3　那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

3　前条第三項及び第四項の規定は、那覇植物防疫事務所について準用する。この場合において、同条第三項中「寄港又は出張所」とあり、同条第四項中「支所及び出張所」とあるのは、「出張所」と読み替えるものとする。

第六十八条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項の表林局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県　沖縄県」に改める。

附則に次の一項を加える。

7　当分の間、他の法令において「植物防疫所」又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定のある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものとする。

（植物防疫法の一部改正）

第六十一条　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の五」に改める。

第二条中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二条中「防止」、「優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三条の見出しを「（種苗の検査）」に改める。

第十五条第二項中「国内植物検疫に」を「第十三条第一項又は第二項の検査について」に改める。

第三十条第三項中第十六条の次に次の四条を加える。

（植物等の移動の制限）

第十六条の二　行令で定める地域内にある植物で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する必要があるものとして行令で定めるもの及びその容器包装は、行令で定める場合を除き、行令で定めるところにより、植物防疫官が、その行なう検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は行令で定める薬剤に従って消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2　前項の行令を定める場合には、第七条第四項の規定を準用する。

（植物等の移動の禁止）

第十六条の三　行令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又はそれらのまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして行令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2　前項の行令を定める場合には第七条第四項の規定を、前項ただし書の場合には同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（船舶等への積込み等の禁止）

第十六条の四　植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品を積込み若しくは持込みをしないよう、又は船舶若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を直ちに卸すよう命ずることができる。

（廃棄処分）

第十六条の五　植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六条第一項中「又は第十四条」を「、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五」に改める。

第三十九条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「、又は第十三条第四項」を「、第十三条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「第七条第三項」の下に「（第十六条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第八条第七項」の下に「又は第十六条の四」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条　前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項において準用する同法第七条第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の行令を定めるために開くことができる。

（畜犬法の一部改正）

第六十三条　畜犬法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県の項の次に次のように加える。

沖縄県	一・〇メートル

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第六十四条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表家畜の種類の欄中「牛」の下に「、水牛」を加える。

（沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法の一部改正）

第六十五条　沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖縄から輸入した者」に、「沖縄産糖で本邦に輸入されたもの」を「沖縄産糖」に改める。

第七項中「をいい、「本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第一号に規定する本邦」を削る。

（沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法の廃止）

第六十六条　沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第六十七条　砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「政令で定める沖縄産のものを除く。」を削る。

附則第二条の二を次のように改める。

（輸入に係る粗糖の売渡しの価格の算定の特例）

第二条の二　第十条第一項第一号に規定する事業団の売渡しの価格の算定に関する法律（昭和四十六年法律第百三十号）の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるものの算定については、同条第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖（沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法（昭和三十九年法律第百十二号）第七項に規定する沖縄産糖をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）」と、「輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖（沖縄産糖を除き、本邦以外の地域から沖縄に輸入された砂糖を含む。）」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

第三条の三　昭和四十七年九月三十日までの間は、沖縄産糖の糖価安定等業団による買入れ等に関する特別措置法第七項に規定する沖縄産糖については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

第六十八条　砂糖の価格安定等に関する法律第十条第一項第一号に規定する事業団の売渡しの価格については、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお従前の例による。

（漁業法の一部改正）

第六十九条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「二十七メートル」の下に「（沖縄県にあつては、十五メートル）」を加える。

第八条　遠洋漁業者関係

（遠洋漁業者保護法の一部改正）

第七十条　遠洋漁業者保護法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び鉱山保安監督部」を「、鉱山保安監督部等」に改める。

第二十八条第四項中「二以上の通産局」の下に「（沖縄総合事務局を含む。以下この項及び第三十三条第四項において同じ。）」を加える。

第二条第三項第二款の款名を次のように改める。

第二款　鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等

第三十二条の見出し中「及び鉱山保安監督部」を「、鉱山保安監督部等」に改め、同条第三項中「及び鉱山保安監督部」を「、鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

第三十三条第三項中「又は鉱山保安監督部」を「、鉱山保安監督部又は那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　那覇鉱山保安監督事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鉱山保安監督部」を「、鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改める。

附則に次の一項を加える。

6　当分の間、他の法令において「鉱山保安監督部」又は「鉱山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那覇鉱山保安監督事務所又は那覇鉱山保安監督部長を含むものとする。

（商工会議所法の一部改正）

第七十一条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「五十人以内」を「五十一人以内」に改める。

第七十五条第一項中「百人以内」を「百一人以内」に改める。

第十六章　運輸省関係

（運輸省設置法の一部改正）

第七十二条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項の表中「村上港員学校　村市」を「沖村上港港員学校　石村川上市」に改める。

第五十五条の三の表中「福岡県」を「福岡県　沖縄県」に改める。

第七十七条に次の一項を加える。

2　前項に掲げるもののほか、気象庁の地方機関として、当分の間、沖縄気象台を置く。

第七十八条の見出しを「（管区気象台等）」に改め、同条中「管区気象台等」を「管区気象台及び沖縄気象台をいう。以下同じ。）」に改める。

第七十九条第三項から第五項までの規定中「管区気象台」を「管区気象台等」に改め、同条中第五項を第六項とし、第三項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

2　沖縄気象台は、那覇市に置く。

第八十一条第三項中「管区気象台」を「管区気象台等」に改める。

第七十三条　この法律の施行の際琉球政府の海員学校に在学する者は、その入学の時から沖縄海員学校の相当課程に在学していたものとみなす。

2　前項に定めるもののほか、沖縄海員学校の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（海上運送法の一部改正）

第七十四条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）」を削る。

（船舶職員法の一部改正）

第七十五条　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）」を削る。

（労働組合法の一部改正）

第七十六条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一項ただし書中「海運局」とし、を「海運局の管轄区域を管轄区域として及び当分の間沖縄県の区域を管轄区域として」に、「海運

局の」を「船員地方労働委員会の」に改める。

第七十七条　この法律の施行の際沖縄の労働組合法（千九百五十三年立法第四十二号）第十九条第二項の船員労働委員会の委員である者は、沖縄県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会（次項及び第三項において「沖縄船員地方労働委員会」という。）の委員となるものとし、その任期の満了の日は、同条第二十二項において準用する同条第七項の規定に基づく任命が行なわれた日から起算して同条第二十二項において準用する同条第十一項に規定する期間を経過する日とする。

2　沖縄船員地方労働委員会についての前条の規定による労働組合法第十九条第二十一項の規定の適用に関しては、前項に規定する委員の任期の満了の日までは、同条第二十二項中「各五人」とあるのは「各五人（沖縄県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会にあつては各三人）」と、「第二十五条」とあるのは「前項中「公益委員の数が五人」とあるのは「公益委員の数が五人（沖縄船員地方労働委員会にあつては三人）」と、「第二十五条」とする。

3　前二項に定めるもののほか、沖縄船員地方労働委員会の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（海上保安庁法の一部改正）

第七十八条　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十海上保安管区」を「十一海上保安管区」に改める。

第十二条の二第一項中「管区海上保安本部」の下に「（第十一管区海上保安本部を除く。）」を加える。

別表第本号、第海号及び匿号島県の区域並びにその沿岸水域の項の次に次のように加える。

沖縄県の区域及びその沿岸水域	第十一海上保安管区	那覇市	第十一管区海上保安本部

（海難審判法の一部改正）

第七十九条　海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁には、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖縄県の区域内に、支部を設けることができる。

前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、運輸省令で定める。

第九条の二に次の一項を加える。

前条第三項の支部に支部長を置き、海難審判庁審判官の中から、高等海難審判庁長官が、これを補する。

第十三条の二第一項中「長」の下に「（第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。）」を加える。

（運輸省設置法の一部改正に伴う気象業務法の一部改正）

第八十条　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第一項中「管区気象台長」の下に「、沖縄気象台長」を加え、同条第二項中「管区気象台長」の下に「又は沖縄気象台長」を加える。

（博大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止）

第八十一条　博大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律（昭和三十五年法律第四十七号）は、廃止する。

第十章　郵政省関係

（郵政省設置法の一部改正）

第八十二条　郵政省設置法（昭和二十二年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同条第五項を第六項とし、同条第三項中「地方郵政局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分掌する」を「分掌し、沖縄郵政管理事務所は第十条第一項第十号の二から第十号の六まで及び第十二号の二から第十二号の四までに掲げる事務の一部を分掌する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を「、地方電波監

理局及び沖縄郵政管理事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十条の二第十号」を「第十条の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　沖縄郵政管理事務所は、那覇市に置く。

5　沖縄郵政管理事務所の管轄区域は、沖縄県とする。

第十九条第一項の業電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（公衆電気通信法の一部改正）

第八十二条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（公社及び会社が行なうことができる公衆電気通信業務の範囲）

第五条の二　公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務以外のものとする。

2　公衆電気通信業務のうち会社が行なうことができるものは、国際電気通信業務とする。

第十条を次のように改める。

第十条　公社は、前条の規定により公社と国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条の前の見出しを「（国際電気通信業務に関する条約）」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条　削除

第六十九条第一項中「公社又は」を削る。

第七十四条第一項中「若しくは滅失したとき、又は第六十九条に規定する処分の期日を定め、若しくは変更したとき」を「又は滅失したとき」に改める。

第百八条中「公社又は」を削る。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便法の一部改正）

第八十四条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項並びに第五十四条第一項及び第一項中「又は郵便局」を「若しくは郵便局又は沖縄郵政管理事務所」に改める。

（郵政省設置法の一部改正に伴う簡易郵便局法の一部改正）

第八十五条　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正）

第八十六条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵便事業等法の一部改正）

第八十七条　郵便事業等法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を削る。

第八十八条　この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便物で この法律の施行の日以後に私に渡されるものの取扱いその他前条の規定によ る郵便事業等法の変更に伴い必要な暫定措置は、政令で定める。

（沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第八十九条　沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）は、廃止する。

（郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正）

第九十条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正）

第九十一条　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便為替法の一部改正）

第九十二条　郵便為替法（昭和二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正）

第九十三条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵便事業等法の一部改正）

第九十四条　郵便事業等法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を削る。

第八十八条　この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便物で この法律の施行の日以後に私に渡されるものの取扱いその他前条の規定によ る郵便事業等法の変更に伴い必要な暫定措置は、政令で定める。

（沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第九十五条　沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）は、廃止する。

（郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正）

第九十六条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正）

第九十七条　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便為替法の一部改正）

第九十八条　郵便為替法（昭和二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正）

第九十九条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵便事業等法の一部改正）

第百条　郵便事業等法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を削る。

第八十八条　この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便物で この法律の施行の日以後に私に渡されるものの取扱いその他前条の規定によ る郵便事業等法の変更に伴い必要な暫定措置は、政令で定める。

（沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第九十九条　沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）は、廃止する。

（郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正）

第百一条　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正）

第百二条　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「地方郵政局長」の下に「、沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便為替法の一部改正）

第百三条　郵便為替法（昭和二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正）

第百四条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「地方貯金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵便事業等法の一部改正）

第百五条　郵便事業等法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を削る。

第八十八条　この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便物で この法律の施行の日以後に私に渡されるものの取扱いその他前条の規定によ る郵便事業等法の変更に伴い必要な暫定措置は、政令で定める。

（沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第百六条　沖縄における簡易保険金の償還及び簡易生命保険思想の普及に必要な援護及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）は、廃止する。

（郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正）

第百七条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百四条の三中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（放送法の一部改正）

第百八条　放送法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号イ中「五百三十五キロサイクル」を「五百一十五キロサイクル」に改める。

別表中「鹿児島県」を「鹿児島県　沖縄県」に改める。

第百九条　この法律の施行の日から起算して五年間は、前条の規定による改正後の放送法第十五条第一項中「十一人」とあるのは「十三人」と、同法第十六条第二項中「八人」とあるのは「九人」と、同法第十七条第二項中「九人以上」とあるのは、「十人以上」と、同法別表中「八七六」を「北海道沖縄県　福島県　岩手県　青森県　山形県　秋田県　長崎県　福岡県　大分県　佐賀県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県」とあるのは「九八七六」を「北海道沖縄県　福島県　岩手県　青森県　山形県　秋田県　長崎県　福岡県　大分県　佐賀県　宮崎県　鹿児島県　新潟県　石川県」と読み替えるものとする。

2　前項の規定により読み替えられた前条の規定による改正後の放送法第十六条第二項の規定により新たに任命されることとなる日本放送協会の経営委員会の委員については、同条第三項の規定を適用する。

（沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第百十条　沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十三年法律第二十四号）は、廃止する。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第百一条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二十六条の四の次に次の五条を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日前に給付事由等が生じた給付の取扱い）

第二十六条の五　沖縄の共済法（公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第百五十四号。以下「公務員等共済法」という。）及び公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（千九百六十九年立法第百五十五号。以下「公務員等施行法」という。）をいう。以下同じ。）の規定の適用を受ける者であつたもののうち職員に相当する者として主務大臣が定めるものに係る沖縄の共済法の規定による長期給付であつて、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号。以下「特別措置法」という。）の施行の日（以下「特別措置法の施行日」という。）前に給付事由が生じたものの及び同日前に給付の原因である事故が発生し、同日以後にその給付事由が生じたものについては、附則第二十六条の二に規定する場合及び政令で定める場合を除き、なお従前の例により組合が支給する。

（復帰見新組合員に係る恩給等の受給権の取扱い）

第二十六条の六　復帰見新組合員（特別措置法の施行日の前日に公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員（政令で定める者に限る。）であつた者で、沖縄の復帰に伴い特別措置法の施行日に組合員となり、以後退職することなく引き続き組合員であるものをいう。以下同じ。）で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2　復帰見新組合員に係る恩給（その者が恩給に関する法令の規定により退職としてその受けた恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）又は沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二条第一項第四号に規定する退職年金条例（恩給に相当する給付に関する本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。以下同じ。）の規定による恩給に相当する給付（その者が沖縄の退職年金条例の規定により退職として受ける恩給に相当する給付及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給に相当する給付で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利

は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一　傷病恤金又はこれらの給付に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける者

二　普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に教育庁長に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限るものとし、前項の規定によりみなされた退職に係るものを除く。）

三　普通恩給である軍人恩給を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に教育庁長に対してこれを消滅させることを希望する旨を申し出たものに限る。）

四　普通恩給に相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なう者に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たものに限る。）

3　前項各号に掲げる権利に係る恩給その他の給付は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。

4　第二項第一号から第四号までに規定する権利を有する者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの権利の基礎となつている期間は、附則第五条第一項第一号の期間に該当しないものとする。

（復帰更新組合員に係る旧法等の規定による退職年金等の支給停止の取扱い）

第二十六条の七　復帰更新組合員に係る旧法等の規定による退職年金等（その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、旧法等の規定による退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なう者に対してこれを消滅させないことを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2　前項ただし書の規定による申出をした者に係る退職年金は、その者が復帰更新組合員である間も、支給する。

3　復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金は、この法律の規定による廃疾年金とみなして、第五十五条第三項から第七項までの規定を適用する。

4　復帰更新組合員に係る旧法等の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から起算して六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なう者に対して当該廃疾年金を受ける ことを希望する旨を申し出たときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を有する者が復帰更新組合員である間も、当該廃疾年金を支給する。

5　第一項ただし書若しくは前項の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつている期間のうち附則第五条第一項第一号又は第三号の期間は、組合員期間に算入しないものとする。

（復帰更新組合員に対する長期給付に関する規定の適用等）

第二十六条の八　復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が沖縄の組合員（公務員等共済法の規定に基づく公務員等共済組合の組合員（同法第四十七条第一項の規定により公務員等共済組合の組合員であつたものとみなされた者及び公務員退職年金法（千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。）の規定の適用を受ける者であつたものを含む。以下同じ。）であつた間、組合員であつたものと、沖縄の共済法及び年金法の規定による給付（同項の規定により公務員等共済法の規定による給付とみなされた給付を含む。）は、この法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなして、この法律の規定を適用する。

2　復帰更新組合員に対する長期給付については、政令で定める場合を除き、その者が琉球政府等職員（公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第百四十七号）第二条第一項第二号に規定する職員及びこれらの規定に準ずる職員に在職していた職員をいう。以下同じ。）であつた間、職員であつたものとみなして、附則の規定を適用する。この場合において、琉球政府等職員が、沖縄の退職年金条例の規定の適用を受ける者であつたもの又は政令で定める者であつたものは、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものとし、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定とし、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

3　復帰更新組合員に対する長期給付については、前二項に規定するものほか、その者を更新組合員とみなして、附則の規定を適用する。

4　復帰更新組合員で第一号に掲げる給付を受けた附則第五条第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等支給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で附則第二十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げるもの又は旧法等の規定による退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利で前条第一項ただし書若しくは同条第四項の規定により退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一　普通恩給又はこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付

二　旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

5　前項本文に規定する復帰更新組合員又は普通恩給等受給権者であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（沖縄の復帰に伴う経過措置等の政令への委任）

第二十六条の九　附則第二十六条の五から前条までに定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める沖縄の組合員であつた者に係る退職年金の受給権者及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

第十一章　労働者関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働者保険法の一部改正）

第九十七条　労働者保険法（昭和二十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第五号の二を削る。

第十八条第一項中「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに類する命令を含む。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第九十八条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和二十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十一年法律第三十七号）第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険労務士法の一部改正）

第九十九条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十号の五を第二十号の四とする。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第百条　炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに類する命令を含む。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第百一条　港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第四項を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止）

第百二条　沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十一年法律第三十七号）は、廃止する。

第百三条　前条の規定による沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴い必要な経過措置（罰金に関する経過措置を含む。）については、政令で必要な規定を設けることができる。

第十二章　自治省関係

（地方行政連絡会議法の一部改正）

第百四条　地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九州地方行政連絡会議の項中「及び鹿児島県」を「、鹿児島県及び沖縄県」に改める。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第百五条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一条・第百三十二条）」を「第十一章　国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一条・第百三十二条）第十二章　琉球政府等であつた者に関する経過措置（第百三十三条）」に、「第百四十一条の二」を「第百四十一条の三」に、「第百四十三条の九」を「第百四十三条の二十三」に、「第百四十三条の二十三」を「第百四十三条の二十四」に改める。

第十一章の次に次の一章を加える。

第十二章　琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置

（定義）

第百三十三条の二　この章、第十三章及び第十四章の二において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別措置法　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）をいう。

二　沖縄の共済法　特別措置法の施行の日前に沖縄県の区域に施行されていた新法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖縄法令をいう。

三　沖縄の組合員　沖縄の共済法の規定により公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員をいう。

四　復帰更新組合員　特別措置法の規定によりその施行の日に組合の組合員となり、引き続き組合の組合員であるものをいう。

2　復帰更新組合員に対して新法の長期給付に関する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

（特別措置法の施行の日前に特別事由が生じた給付の取扱い）

第百三十三条の三　沖縄の共済法の適用を受けていた者のうち地方公務員に関する沖縄の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者（同項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、同項の組合が新法の規定による通算退職年金を支給する。

3　特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

（恩給等の受給権の取扱い）

第百三十三条の四　復帰更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に関する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2　復帰更新組合員に係る恩給に関する法令又は退職年金条例（元沖縄県県費職員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法（千九百六十八年立法第七十八号）を含む。）の規定による恩給又は退職給与を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一　増加恩給、増加退職給、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利

二　特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職給与を受ける権利（これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なつた者に対して、これを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。）

3　前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその放棄に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職給与を受ける権利の全部を放棄した旨届出は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

（国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い）

第百三十三条の五　復帰更新組合員に係る国の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2　復帰更新組合員に係る国の旧法等若しくは共済法の廃疾年金又は共済法の遺族退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の放棄を行なつた者に対して当該廃疾年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3　第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその選択に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

（沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い）

第百三十三条の六　沖縄の組合員であつた復帰更新組合員に対する長期給付について新法及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別の定めをする場合を除き、沖縄の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなす。

（沖縄の組合員であつた期間等の組合員期間への算入）

第百三十三条の七　復帰更新組合員の特別措置法の施行の日前の期間のうち沖縄の組合員であつた期間（沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む。）は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十条第一項に規定する組合員期間に算入する。

（地方公共団体の長に相当する者等に対する長期給付の特例）

第百三十三条の八　琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警察官、巡査部長若しくは巡査であつた復帰更新組合員に対し、第六十六条から第八十五条まで又は第八十八条から第百五条までの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げる期間に算入する。

一　琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間　地方公共団体の長であつた期間

二　琉球政府その他政令で定める機関の警部補、巡査部長又は巡査であつた期間　警察官であつた期間

（政令への委任）

第百三十三条の九　この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、第二章から第七章までの規定の例に準じ、政令で定める。

第十三章に次の一条を加える。

（沖縄の立法院議員であつた者等の取扱い）

第百四十三条の三　沖縄の共済法の規定に基づく市町村議会議員共済会（以下この条において「沖縄の共済会」という。）の会員であつた者に係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による共済給付金については、なお従前の例により市議会議員共済会又は町村議会議員共済会が支給する。

2　沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者に対し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合において、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間（当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む。）は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

3　前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に関して必要な特例その他新法の適用に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第十三章の二を第百四十三条の二十三を第百四十三条の二十四とし、同条の前に次の一条を加える。

（市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い）

第百四十三条の二十二　特別措置法の施行の日の前日に沖縄の共済法の規定に基づく市町村関係団体職員共済組合（以下この条において「沖縄の団体共済組合」という。）の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に団体共済組合員となり、引き続いて団体共済組合の組合員であつたものの特別措置法の施行の日前の沖縄の団体共済組合の組合員であつた期間（沖縄の共済法の規定

定により当該期間と算入された期間を含む。）は、団体共済厚生年金組合員の団体職員としての在職期間の団体共済組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、団体共済組合員期間に算入する。

（公職選挙法の一部改正）

第百六条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十六人」を「四百七十一人」に改め、同条第二項中「二百五十人」を「二百五十一人」に、「百五十人」を「百五十一人」に改める。

附則第一項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一衆議院小選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖縄県　五人

別表第二に次のように加える。

沖縄県　二人

（沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止）

第百七条　沖縄住民の国政参加特別措置法（昭和四十五年法律第四十九号）は、廃止する。

第百八条　この法律の施行の際旧沖縄住民の国政参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第百六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖縄県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日の前日における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

（運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正）

第百九条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「管区気象台長」の下に「、沖縄気象台長」を加える。

第十三条　雑則

（政令への委任）

第百十条　この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十条、第十一条及び第十九条の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二条及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

内閣総理大臣　佐藤栄作
法務大臣　福田赳夫
外務大臣　三木武夫
大蔵大臣　田中角栄
文部大臣　高橋英吉
厚生大臣　斎藤昇
農林大臣　赤城宗徳
通産大臣　丹羽喬四郎
運輸大臣　瀬戸山三男
郵政大臣　原健三郎
労働大臣　小川平二
建設大臣　西村直己
自治大臣　渡辺美智雄

沖縄振興開発特別措置法をここに公布する。

御名御璽

昭和四十六年十二月三十一日

内閣総理大臣　佐藤栄作

法律第百三十一号

沖縄振興開発特別措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　振興開発計画及び振興開発事業（第三条―第十条）
第三章　産業振興のための特別措置（第十一条―第十三条）
第四章　自由貿易地域（第十四条―第十八条）
第五章　電気事業振興のための特別措置
第一節　電気事業の助成（第十九条・第二十条）
第二節　沖縄電力株式会社（第二十一条―第二十七条）
第六章　職業の安定のための特別措置（第二十八条―第四十七条）
第七章　その他の特別措置（第四十八条―第五十一条）
第八章　沖縄振興開発審議会（第五十二条・第五十三条）
第九章　雑則（第五十四条―第五十六条）
第十章　罰則（第五十七条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに利用可能な資源の有効な活用を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「沖縄」とは、沖縄県の区域をいう。

2　この法律において「離島」とは、沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に掲げる者（政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人）並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二章　振興開発計画及び振興開発事業

（振興開発計画の内容）

第三条　沖縄振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項
二　農林漁業、食品産業の振興に関する事項
三　中小企業の振興に関する事項
四　道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
五　水資源及び電力その他のエネルギー資源の開発に関する事項
六　都市の整備に関する事項
七　住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項
八　職業の安定に関する事項
九　教育及び文化の振興に関する事項
十　防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項
十一　観光の開発に関する事項
十二　離島の振興に関する事項
十三　自然環境の保護及び公害の防止に関する事項
十四　前各号に定めるもののほか、沖縄の振興開発に関し必要な事項

2　振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目途として策定されるような内容のものでなければならない。

（振興開発計画の決定及び変更）

第四条　沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に当つて、沖縄振興開発審議会の議を経ることのほか、関係行政機関の長と協議して、振興開発計画を決定する。

3　内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4　前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことにより、これを変更する場合に準用する。

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第五条　振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体の

の他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2　国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費について、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3　沖縄における災害復旧事業について、公共土木施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4　沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の臨定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百八十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5　国は、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する事業で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第一項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに関する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

（沖縄の道路に係る特例）

第六条　振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。

3　建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4　第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5　前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣がその新設又は改築を行なう道路の管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

（沖縄の河川に係る特例）

第七条　振興開発計画に基づいて行なう一級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3　建設大臣は、第一項の規定により一級河川の改良工事、維持又は修繕を行なう場合においては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4　第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5　前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6　第一項の規定により建設大臣が自ら施行するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第二項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」と、「同法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」とあるのは「一」から同法第七条第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法を適用する。

7　建設大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8　前項の規定により建設大臣が施行するダムの管理に関する費用のうち、河川法第十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条又は同法第十九条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9　第五項及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。

（沖縄の港湾に係る特例）

第八条　振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3　第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4　前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5　運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6　第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7　港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8　港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9　第五項及び港湾法第十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、川法第十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9　第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（沖縄の港湾に係る特例）

第九条　振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定したものは、同法第五十二条第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2　前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3　第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4　前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5　運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6　第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7　港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8　港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9　第五項及び港湾法第十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。この場合において第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港湾管理者を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10　この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「安瀬施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法第二条に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）

第九条　国は、国際地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が振興開発計画に基づく事業や公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第十条　地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため要する地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り政府資金又は簡易生命保険資金等をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章　産業振興のための特別措置

（事業振興地区の指定）

第十一条　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申出に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経ることとして、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件をそなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2　沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあたつては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申出に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第一百四号）第二条の規定により工場適地の調査等工業の開発に関する国の調査がされているときは、その調査の成果を参酌しなければならない。

3　沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経ることもつて、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7　第一項及び第四項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条　個人がその守る工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を工場用地の用に供するための譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

（非業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十三条　工業開発地区以外の地域にある非業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の非業の用に供する非業用資産を取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特定の非業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条　工業開発地区内において製造の非業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（地方税の減免又は不均一課税に伴う措置）

3　村長の意見をきかなければならない。

4　沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6　前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経ることもつて、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7　第一項及び第四項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条　個人がその守る工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を工場用地の用に供するための譲渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

（非業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十三条　工業開発地区以外の地域にある非業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の非業の用に供する非業用資産を取得した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特定の非業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条　工業開発地区内において製造の非業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（地方税の減免又は不均一課税に伴う措置）

第十五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の非業の用に供する設備を新設し又は増設した者について、その非業に対する非業税、その非業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその非業に係る機械及び装置若しくはその非業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を減免したかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政需要額（非業税又は固定資産税に関する当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（非業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた翌初の年度以降五箇年度における当該減収額に限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（特定非業所の認定等）

第十六条　関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の非業を営む非業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者と対し、沖縄開発庁長官に協議して、当該非業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができる。

2　関係行政機関の長は、前項の認定を受けた非業所（以下「特定非業所」という。）が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3　第一項の認定に必要な手続その他の手続は、政令で定める。

4　この法律の施行の際沖縄以外の本邦の地域に本店又は主たる非業所を有する内国法人が、特定非業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる非業所を有するものの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後主たる内に取得した場合には、政令で定めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五条第一項に規定する新開発地域内に本店又は主たる非業所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

（施設の整備等）

第十七条　国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な道路、港湾施設、工業用水道、廃棄物処理施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対して必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第十八条　国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分をおこなわれたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

（中小企業の業種別の振興）

第十九条　関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの（以下第二十二条までにおいて「指定業種」という。）に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一　沖縄における当該業種の非業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二　当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2　中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する非業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

3　前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する非業を営む者とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第一項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の対象となる者の行なう非業を所管する大臣、その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう非業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

第二十条　指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する非業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人（以下この条において「商工組合等」という。）が、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する非業に係る生産又は販売の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する非業を行なうものについて、同法第十七条第二項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

（課税の特例等）

第二十一条　次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第二項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第二項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る存続する法人若しくは当該承認により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2　指定業種に属する非業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

第十七条　国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な道路、港湾施設、工業用水道、廃棄物処理施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対して必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第十八条　国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分をおこなわれたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

（中小企業の業種別の振興）

第十九条　関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの（以下第二十二条までにおいて「指定業種」という。）に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一　沖縄における当該業種の非業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二　当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三　中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2　中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する非業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

3　前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する非業を営む者とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第一項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の対象となる者の行なう非業を所管する大臣、その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう非業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

第二十条　指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する非業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人（以下この条において「商工組合等」という。）が、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する非業に係る生産又は販売の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する非業を行なうものについて、同法第十七条第二項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替えるものとする。

（課税の特例等）

第二十一条　次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第二項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二　第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第二項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る存続する法人若しくは当該承認により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

3　指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号に掲げるものの（企業組合を除く。）及び同項第四号から第七号までに掲げるものをいう。）については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

（資金の確保等）

第二十二条　国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業団地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章　自由貿易地域

（自由貿易地域の指定）

第二十三条　沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進することともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2　沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

（自由貿易地域内における事業の認定）

第二十四条　自由貿易地域内において事業を行なおうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2　沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（指定保税地域等）

第二十五条　自由貿易地域内の土地又は建物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2　税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許可をするものとする。

（自由貿易地域投資損失準備金）

第二十六条　内国法人は、第十四条第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合には、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

（準用）

第二十七条　第十四条及び第十五条の規定は、自由貿易地域について準用する。

（特別の法人の設置）

第二十八条　国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地の造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の施設及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2　前項の特別の法人に関し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章　電気事業振興のための特別措置

第一節　電気事業の助成

（資金の確保等）

第二十九条　国及び地方公共団体は、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。）の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十条　第十四条の規定は、電気事業者（電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者をいう。）が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節　沖縄電力株式会社

（会社の目的）

第三十一条　沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（名称）

第三十二条　沖縄電力株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2　政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（商号の使用制限）

第三十三条　会社以外の者は、その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役）

第三十四条　会社の取締役は、四人以内、監査役は一人とする。

2　会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　会社の取締役は、他の職務のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（政府所有の株式の後配）

第三十五条　会社が、法人に対する政府の出資等の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2　会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所有する株式に対して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に対する配当にあてなければならない。

（準用）

第三十六条　電源開発促進法（昭和三十七年法律第二百八十三号）第十五条第五項、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十五条の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同条第三十一条中「所有権及び質権権」とあるのは「譲の資し」、又は所有権」と、同法第三十五条の三中「第十四条第一項及び第二十二条第一項」とあるのは「及び第十四条第第二項」と読み替えるものとする。

（秘密）

第三十七条　通商産業大臣は、第三十四条第一項又は前条において準用する電源開発促進法第三十二条（会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。）若しくは第三十三条の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

2　通商産業大臣は、前条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条、第三十二条（会社の定款の変更の決議に係るものに限る。）ついては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章　農業の安定のための特別措置

（農業の安定のための計画の作成等）

第三十八条　労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（振興開発計画に基づく事業等への就労）

第三十九条　労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他の事業であつて国若しくは国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業細則に従い、職業別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率（以下この条において「吸収率」という。）を定めることができる。

2　吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。）は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に従事する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3　吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承認を得て、直接雇い入れることができる。

4　前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（振興開発のための資金の確保等）

第四十条　国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくは

アメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い雇用を喪失するもの又は沖縄の失業者や自立のための事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（沖縄失業者等事業主の雇入等）

第四十一条　公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている米軍の法令の規定が新たに沖縄に適用されたこと、又は適用されていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は復帰の沖縄と本邦との間の物資若しくは輸入に関する通関手続の相違が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ　沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されていた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したこと又はその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ　総理府、農林省、厚生省及び政府の閣僚懇談会、昭和四十六年六月十日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに類する政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者について政令で定める要件に該当するものであること。

二　前号の規定に該当することとなつた日まで、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2　手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日（その日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたこと、その他労働省令で定める事由に該当することを認めたときは、その効力を失う。

3　前三項に定めるもののほか、手帳の発給の申請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第四十二条　公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2　公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に対して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第四十三条　国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

（雇用促進事業団による援護業務）

第四十四条　雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一　職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二　就職又は就職若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三　手帳所持者が事業を開始する場合において、自己支度金を支給し、及び必要な資金の借入に係る債務の保証を行なうこと。

四　手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするための宿舎の賃貸その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

五　公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

六　手帳所持者をその職務環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練料を支給すること。

七　沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

八　沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九　沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

十　前各号に掲げる業務を行なうこと。

十一　前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2　国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3　第一項第三号に規定する援助の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4　雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項及び第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。この場合において、同法第三十七条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替えるものとする。

5　雇用促進事業団法第二十二条第一項及び第二十四条第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6　第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

（譲渡等の禁止）

第四十五条　第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税徴収法、その例による処分を合む。）により差し押える場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十六条　賦課その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自己支度金（同項第十一号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金を含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三条の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2　中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

第七章　その他の特別措置

（市町村における基幹道路の整備）

第四十八条　過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条及び第十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が関係行政機関の長と協議して指定した地域内の基幹的な農道、林道及び過疎関連道（以下この条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうもののうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができる。

2　前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、関係市町村長との協議がととのつた場合において報告書を申請に基づいて行なうものとする。

3　沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合において、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。

4　第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

5　前項に規定する負担に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道の新設又は改築とみなす。

（無医地区における医療の確保）

第四十九条　沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一　診療所の設置

二　患者輸送車（患者輸送船を合む。）の整備

三　定期的な巡回診療

四　保健婦の配置

五　公的医療機関の協力体制の整備
六　その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2　沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一　医師又は歯科医師の派遣
二　巡回診療事（巡回診療船を含む。）による巡回診療
三　国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4　沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5　第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6　国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

（交通の確保）

第五十条　国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を経営し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）に基づく免許、許可又は認可について迅速な配慮をするものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十一条　第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が当該大臣に協議して指定した地域において音産業、水産業又は新興製塩業を営む個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当すると認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に関する」とあるのは「これらの措置による減収額にあつては、「これらの措置」と読み替えるものとする。

第八章　沖縄振興開発審議会

（沖縄振興開発審議会の設置及び権限）

第五十二条　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、沖縄の振興開発に関する重要事項について、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第五十三条　審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一　関係行政機関の職員　十三人以内
二　沖縄県知事
三　沖縄県議会議長
四　沖縄県の市町村長を代表する者　二人
五　沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者　二人
六　学識経験のある者　十人以内

2　前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　前項の委員は、再任されることができる。

4　委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5　委員は、非常勤とする。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び理営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章　雑則

（土地の利用についての配慮）

第五十四条　国及び地方公共団体は、沖縄において土地（公有水面を含む。）をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が、振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

（他の法律の適用除外）

第五十五条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十一号）、低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）、奥地等産業開発道路整備費補助法（昭和三十九年法律第百十五号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、過疎地域対策緊急措置法及び豊村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第百十一号）は、沖縄については、適用しない。

2　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）中都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖縄については、適用しない。

（政令への委任）

第五十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章　罰則

第五十七条　第十九条第二項及び第二十条第一項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第二項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八条　会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十条　第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒、妨、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第三十六条において準用する電源開発促進法第十五条第一項、第三十条、第三十一条又は第三十三条の規定に違反したとき。
二　第三十六条において準用する電源開発促進法第三十九条第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条　第三十三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和四十九年第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生日から施行する。ただし、第五章第一項、第六十二条まで、次条、附則第八条、附則第十条及び附則第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

第二条　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

（この法律の失効）

第三条　この法律は、昭和五十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　次の表の上欄に掲げる規定については、同表の下欄に掲げる規定に、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第五十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第六十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第七十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第八十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第九十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百二十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百三十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百四十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百五十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百六十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百七十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百八十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第百九十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百二十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百三十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百四十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百五十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百六十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百七十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百八十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第二百九十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百二十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百三十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百四十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百五十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百六十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百七十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百八十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第三百九十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百十九条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十一条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十二条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十三条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十四条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十五条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十六条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十七条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に限る。）、第四百二十八条第一項（沖縄振興開発計画に係る部分に

3　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後、なおその効力を有する。

（窯業調査指導）

第四条　昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る非業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄振興開発行政官公庁関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該非業を振興開発計画に定める非業とみなして、この法律を適用する。

第五条　この法律の施行の際現に水道公社が建設している政令で定めるダム（政令で定める施設又は工作物を含む。）の存する河川について、当該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する河川について、第七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により指定された区間とする。

2　前項のダムは、同項の指定がある時において第七条第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な非項は、政令で定める。

3　第一項のダムの建設に関する政令で定める費用は、第七条第五項及び特定多目的ダム法第七条第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。

（労働者派遣法の一部改正）

第八条　労働者派遣法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）」を「、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。

四十一の三　沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため職業紹介に関する計画を作成すること。

第十条第一項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう職業紹介及び就職促進手当の支給に関すること。

第十条第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）及び沖縄振興開発特別措置法（昭和四十七年法律第百三十一号）第二十二条の規定に限る。）」を「、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二条の規定に限る。）及び沖縄振興開発特別措置法（第二十九条の規定に限る。）」に改める。

（国土総合開発法の一部改正）

第七条　国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圏整備計画」を「、首都圏整備計画又は沖縄振興開発計画」に、「又は首都圏整備委員会」を「、首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第九条の次に次の一条を加える。

（法人の非業税の税率の特例）

第九条の二　沖縄電力株式会社が行なう電気供給業に対する非業税の標準税率については、沖縄県の区域にこの法律が施行される日以後五年以内に終了する各非業年度分の非業税及び、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各非業年度分の非業税については「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各非業年度のうち最後の非業年度終了の日後三年以内に終了する各非業年度分の非業税については「百分の一・〇」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

4　道府県は、沖縄電力株式会社が沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合においては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（企業合理化促進法の一部改正）

第九条　企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」に改め、同条第四項中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を「、日本自動車ターミナル株式会社及び沖縄電力株式会社」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十一条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第一項」を「、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第六条第五項」に改める。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第十二条　特定港湾施設整備特別措置法（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「又は北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項」を「、北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八条第一項」に改める。

第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加え、同条第二項中「又は北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律第三条第一項において準用する同法第二条第一項」を「、北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律第三条第一項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第八条第三項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　沖縄県の港湾の水域泊地、外郭施設又は係留施設に係る工事　十分の一

第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

（沿山沿水緊急措置法の一部改正）

第十三条　沿山沿水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項」の下に「、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（沿水特別会計法の一部改正）

第十四条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条」を「、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三条第一項」を「若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第七条第四項」に改める。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第十五条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項」を「、北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八条第四項」に改める。

第五条第一項第二号中「同法第二条第一項」の下に「、沖縄振興開発特別措置法第八条第四項」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十六条　社会保険労務士法（昭和四十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定に限る。）

（都市計画法の一部改正）

第十七条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第十八条　農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項」の下に「、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）」を加える。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第十九条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第二十条　電源開発促進税法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第二十一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第二十二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号の二中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第二十三条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第二十四条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第二十五条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号の二中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（自動車運送事業等の労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正）

第二十六条　自動車運送事業等の労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和四十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第二十七条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（日本自動車ターミナル株式会社法の一部改正）

第二十八条　日本自動車ターミナル株式会社法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（沖縄電力株式会社法の一部改正）

第二十九条　沖縄電力株式会社法（昭和四十七年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第三十条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「又は漁港法」を「、漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

第六条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」を加える。

（沖水特別会計法の一部改正）

第十四条　沖水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条」を「、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十八条又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第七条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三条第一項」を「若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第七条第四項」に改める。

（港湾整備特別会計法の一部改正）

第十五条　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項」を「、北海道開発のために行なう港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）第三条第一項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第八条第四項」に改める。

第五条第一項第二号中「同法第二条第一項」の下に「、沖縄振興開発特別措置法第八条第四項」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第十六条　社会保険労務士法（昭和四十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号。第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定に限る。）

（都市計画法の一部改正）

第十七条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第十八条　農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

（会社の設立等）

第十九条　通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

2　設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3　通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4　通商産業大臣は、第一項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5　政府は、会社の設立に際し、会社に対して協定第六条第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6　前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7　設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8　設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十七条、第百八十一条、第百八十五条及び第百八十七条第一項（設立の廃止の決議に係る場合に限る。）の規定は、会社の設立については適用せず、同法第百七十七条第三項の規定は、第五項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。

10　設立委員は、この法律の施行の日の前日までに、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。

11　第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

12　協定第六条第一項の規定により政府から引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。

13　会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

14　前各項に規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

15　会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めることにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

16　前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。

17　第三十二条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期日は、適用しない。

一　第三十二条の規定の施行の際その時点中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者　同条の規定の施行の日から起算して六月間

二　この法律の施行の際沖縄においてその時点中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者　この法律の施行の日から起算して六月間

18　沖縄開発金融公庫法（昭和四十六年法律第　号）の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

19　会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税については、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税については、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税については、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。

一　会社の設立

二　第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の移転、設立又は移転

20　政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業の区分		補助率
農業試験研究施設	農業改良法（昭和二十七年法律第二百五十五号）第十条第二項に規定する試験研究施設の設置条件区分	十分の十以内

区分	補助率
本道	三分の二以内
住宅地区改良	十分の七・五以内
公営住宅	十分の七・五以内
空港	十分の十以内
港湾	十分の十以内
道路	十分の十以内
漁港	十分の十以内
林業施設	十分の十以内
緊急保安施設	十分の十以内
都市公園	十分の五以内
下水道	三分の二以内
消防施設	三分の二以内
伝染病院等	十分の七・五以内
保健所	十分の七・五以内
精神病院	十分の七・五以内
結核療養所	十分の七・五以内
児童福祉施設	十分の八以内
母子福祉施設	十分の七・五以内
生活保護施設	十分の七・五以内
母子保健指導者養成施設	三分の二以内
婦人相談所等	三分の二以内
土地改良	十分の十以内
家畜保健衛生所	十分の十以内
林業試験研究施設	十分の十以内
農業試験研究施設	十分の十以内
都市公園	十分の五以内
下水道	三分の二以内
消防施設	三分の二以内
伝染病院等	十分の七・五以内
保健所	十分の七・五以内
精神病院	十分の七・五以内
結核療養所	十分の七・五以内
児童福祉施設	十分の八以内
母子福祉施設	十分の七・五以内
生活保護施設	十分の七・五以内
母子保健指導者養成施設	三分の二以内
婦人相談所等	三分の二以内
土地改良	十分の十以内
家畜保健衛生所	十分の十以内
林業施設	十分の十以内
緊急保安施設	十分の十以内
都市公園	十分の五以内
下水道	三分の二以内
消防施設	三分の二以内
伝染病院等	十分の七・五以内
保健所	十分の七・五以内
精神病院	十分の七・五以内
結核療養所	十分の七・五以内
児童福祉施設	十分の八以内
母子福祉施設	十分の七・五以内
生活保護施設	十分の七・五以内
母子保健指導者養成施設	三分の二以内
婦人相談所等	三分の二以内

高等学校教育施設	中等教育学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、幼保連携型認定こども園、専門職大学、専門職短期大学、大学院、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、幼保連携型

3　第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかな関係人（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

（土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

第三条　前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによりてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その工作物及び近傍同類の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。

3　第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4　前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5　第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（原状回復の義務）

第四条　第二条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合において、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、第二条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2　内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

内閣総理大臣　佐藤栄作
厚生大臣　斎藤昇
通商産業大臣　中曽根康弘
運輸大臣　田中角栄
建設大臣　丹羽雄哉
自治大臣　西村英一

一部印刷

（1961年1月6日第三種郵便物認可）